

那 霸 市 公 報

第 1 4 5 5 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

条 例

- 那覇市税条例の一部を改正する条例 (税制課) 56
- 那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 (国民健康保険課) 67

訓 令

- 那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令 (経営企画室・共同訓令) ... 69
- 那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令 (経営企画室・共同訓令) 71
- 那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (経営企画室・共同訓令) 73

収入役訓令

- 那覇市収入役事務決裁規程を廃止する訓令 75

会計管理者訓令

- 那覇市会計管理者事務決裁規程 76

告 示

- 市道路線認定並びに路線廃止に関する告示 (道路管理室) 78
- 市道路線の変更に関する告示 (道路管理室) 80
- 市道路線の区域決定並びに区域変更及び供用開始に関する告示 (道路管理室) 84

○ 印影をみなおすことについて (市民税課)	89
○ 那覇市役所本庁舎駐車場使用料の徴収事務委託について (管財課)	89
○ 那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について (市営住宅室)	90
○ 那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について (市営住宅室)	90
○ 平成 18 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) (国民健康保険課)	91
○ 平成 18 年度那覇市老人保健特別会計補正予算 (健康推進課)	92
○ 平成 19 年度那覇市一般会計予算 (財政課)	93
○ 平成 19 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算 (区画整理課)	101
○ 平成 19 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算 (国民健康保険課)	104
○ 平成 19 年度那覇市老人保健特別会計予算 (健康推進課)	106
○ 平成 19 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算 (市街地整備課)	107
○ 平成 19 年度那覇市介護保険事業特別会計予算 (ちゃーがんじゅう課)	109

公 告

○ 那覇広域都市計画の変更 (都市計画課)	111
○ 都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課)	112

議 会 規 則

○ 那覇市議会会議規則の一部を改正する規則	113
-----------------------------	-----

消防本部訓令

○ 那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)	73
--	----

上下水道局規程

○ 那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)	73
--	----

上下水道局告示

○平成 19 年度那覇市水道事業会計予算	115
○平成 19 年度那覇市下水道事業会計予算	117
○公共下水道の供用開始について	119
○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について	133
○那覇市排水設備指定工事店の更新について	133
○那覇市排水設備指定工事店の取消しについて	136

病院管理規程

○那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)	71
○那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (共同訓令)	73

病 院 告 示

○那覇市立病院医事業務委託に伴う収納事務について	137
○那覇市立病院医事業務委託に伴う収納事務について	137
○那覇市立病院医事業務委託に伴う収納事務について	138

教育委員会規則

○那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則	139
○那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則	141
○那覇市青少年指導員に関する規則	158
○那覇市教育委員会防火管理規則等の一部を改正する規則	160
○那覇市立幼稚園管理運営規則及び那覇市教育委員会の教育行政運営ビジョンの策定等に関する規則の一部を改正する規則	165

教育委員会訓令

- 那覇市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程の一部を改正する訓令 167
- 那覇市教育委員会人事評価規程の一部を改正する訓令 168

教育委員会教育長訓令

- 那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令 (共同訓令) 69
- 那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令 (共同訓令) 71
- 那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令 (共同訓令) 73

選挙管理委員会告示

- 那覇市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示 169
- 直接請求に要する選挙権を有する者の数について 170
- 特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について 171
- 那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について 171

公平委員会規則

- 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則 172
- 那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則 175

公平委員会訓令

- 那覇市公平委員会処務規程の一部を改正する訓令 176

福祉事務所長訓令

- 那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令 178

正 誤

- 那覇市公報号外第 679 号の正誤・・・・・・・・・・・・・・・・ 181
- 那覇市公報号外第 679 号の正誤・・・・・・・・・・・・・・・・ 182

条 例

那覇市条例第18号

平成19年3月30日

公 布 済

那覇市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市税条例の一部を改正する条例

那覇市税条例(昭和47年那覇市条例第80号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(市民税の納税義務者等) 第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって課する。 (1)～(4) [略] 2 外国法人に対する<u>本節</u>の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)は法人とみなして、<u>本節</u>中法人に関する規定を<u>これに適用する</u>。 (均等割の税率) 第31条 [略] 2 第23条第1項第3号又は第4号の者に対して課する均等割の税率は、次の表の左欄に掲げる法人等(法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものをいう。以下この節において同じ。)の区分に応じ、それぞれ当該	(市民税の納税義務者等) 第23条 市民税は、第1号の者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によって、第3号の者に対しては均等割額及び法人税割額の合算額によって、第2号及び第4号の者に対しては均等割額によって、<u>第5号の者に対しては法人税割額によって課する</u>。 (1)～(4) [略] <u>(5) 法人課税信託(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第29号の2の法人課税信託をいう。以下この節において同じ。)の引受けを行うことにより法人税を課される個人で市内に事務所又は事業所を有するもの</u> 2 外国法人に対する<u>この節</u>の規定の適用については、その事業が行われる場所で地方税法施行令(昭和25年政令第245号。以下「令」という。)第46条の4に規定する場所をもってその事務所又は事業所とする。 3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、令第47条に規定する収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。)<u>又は法人課税信託の引受けを行うものは、法人とみなして、この節中法人に関する規定を適用する</u>。 (均等割の税率) 第31条 [略] 2 [略]

右欄に定める額とする。

[表 別記]

3 [略]

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき3,064円とする。

(特別土地保有税の納税義務者等)

第111条 [略]

2～4 [略]

5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地(以下本項において「保留地予定地等」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第36条の2の4に規定する日において、それらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

6 [略]

付 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額

[表 別記]

3 [略]

(たばこ税の税率)

第95条 たばこ税の税率は、1,000本につき3,298円とする。

(特別土地保有税の納税義務者等)

第111条 [略]

2～4 [略]

5 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第100条の2(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第46条第1項において適用する場合を含む。)の規定によって管理する土地(以下本項において「保留地予定地等」という。)がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、それらの契約の効力が発生した日として令第36条の2の3に規定する日において、それらの保留地予定地等である土地の取得がされたものとみなし、それらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を第1項の土地の所有者又は取得者とみなして、特別土地保有税を課する。

6 [略]

付 則

(新築住宅等に対する固定資産税の減額

の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の2 [略]

2～3 [略]

4 法附則第16条第7項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) [略]

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第23項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) [略]

5 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第25項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の2 [略]

2～3 [略]

4 [略]

(1) [略]

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びに令附則第12条第22項の規定により読み替えて適用される同条第17項に規定する従前の権利に対応する部分の床面積

(3) [略]

5 法附則第16条第8項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(6) [略]

6 法附則第16条第11項の高齢者等居住改修住宅又は同条第12項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第11項に規定する改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第7項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類、床面積及び人の居住の用に供する部分

の床面積(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日(4) 令附則第12条第28項各号に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別(5) 改修工事が完了した年月日(6) 改修工事に要した費用並びに令附則第12条第29項の補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費(7) 改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出できなかった理由(平成19年度又は平成20年度における鉄軌道用地の価格の特例)

第7条の3 法附則第17条の3第1項の鉄軌道用地に対して課する平成19年度分の固定資産税の課税標準は、第61条第2項又は第4項の規定にかかわらず、当該鉄軌道用地に沿接する土地又は付近の土地に係る平成18年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

2 法附則第17条の3第7項の特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、第61条第3項又は第5項の規定にかかわらず、当該特例土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。ただし、特例土地について平成20年度に係る固定資産税の賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情があるため、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入したため、平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格によることが不適当であるか又は市内を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市長が認める

(たばこ税の税率の特例)

第12条の2 平成18年7月1日以後に第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき3,298円とする。

2 平成18年7月1日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条及び前項の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,564円とする。

3 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 [略]

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5から第37条まで、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の4までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地

場合においては、当該特例土地に対して課する平成20年度分の固定資産税の課税標準は、当該特例土地に類似する土地に係る平成19年度分の固定資産税の課税標準の基礎となった価格に比準する価格で土地課税台帳等に登録されたものとする。

(たばこ税の税率の特例)

第12条の2 たばこ事業法附則第2条の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和40年法律第122号)第1条第1項に規定する紙巻たばこ3級品の当該廃止の時にける品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第95条の規定にかかわらず、当分の間、1,000本につき1,564円とする。

2 [略]

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 [略]

2 [略]

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の7まで又は第37条の9の2から第37条の9の4までの規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地

等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第14条の3 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(証券取引法(昭和23年法律第25号)第2条第20項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2～3 [略]

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第14条の4 平成16年度から平成20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、付則第14条の2第1項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の3第5項から第7項までに定めるところにより計算した金額(以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、付則第14条の2第1項の規

のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)

第14条の3 市民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第37条の10の2第1項に規定する特定管理株式(以下この項及び次項において「特定管理株式」という。)が株式としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同条第1項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式の譲渡(金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第28条第8項第3号イに掲げる取引の方法により行うものを除く。以下この項及び次項において同じ。)をしたことと、当該損失の金額として令附則第18条の2第5項で定める金額は当該特定管理株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条及び前条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

2～3 [略]

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税の課税の特例)

第14条の4 平成16年度から平成21年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第37条の11第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、付則第14条の2第1項の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の3第5項から第7項までに定めるところにより計算した金額(以下この条において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する市民税の所得割の額は、付則第14条の2第1項の規

定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同条第2項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する額とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第14条の7 [略]

2～6 [略]

7 特定株式を平成12年4月1日から平成19年3月31日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡(法附則第35条の3第8項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第18条の6第35項に定める期間が3年を超える場合に限り。)をした場合における付則第14条の2第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の6第36項に定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

8 [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の10 [略]

2 [略]

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)に

定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同条第2項第1号の規定により適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の1.8に相当する額とする。

(特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例)

第14条の7 [略]

2～6 [略]

7 特定株式を平成12年4月1日から平成21年3月31日までの間に払込みにより取得をした所得割の納税義務者が、当該払込みにより取得をした特定株式の譲渡(法附則第35条の3第8項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める譲渡に該当するものであって、その譲渡の日において当該特定株式をその取得をした日の翌日から引き続き所有していた期間として令附則第18条の6第35項に定める期間が3年を超える場合に限り。)をした場合における付則第14条の2第1項の規定の適用については、当該譲渡による同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額は、当該特定株式の譲渡による当該株式等に係る譲渡所得等の金額として令附則第18条の6第36項に定めるところにより計算した金額の2分の1に相当する金額とする。

8 [略]

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の10 [略]

2 [略]

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)に

については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5(平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3)の税率から限度税率を控除して得た率に100分の68(同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2)を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3.4(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の2)の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4～6 [略]

については、第33条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第33条及び第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第5項第1号の規定により読み替えられた第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5(平成21年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3)の税率から限度税率を控除して得た率に100分の68(同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2)を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3.4(同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の2)の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4～6 [略]

(保険料に係る個人の市民税の課税の特例)

第14条の11 所得割の納税義務者が支払った又は控除される保険料(租税条約実施特例法第5条の2第1項に規定する保険料をいう。)については、法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料とみなして、この条例の規定を適用する。

2 第36条の2第4項の規定は、前項の納税義務者(同条第1項又は第3項の規定によって同条第1項の申告書を提出する義務を有する者を除く。)が前項の規定により適用されるこの条例の規定により社会保険料控除額の控除を受けようとする場合について準用する。この場合において、同条第4項中「医療費控除額」とあるのは、「医療費控除額、社会保険料控除額」と読み替えるものとする。

第16条～第18条 [略]	第15条～第17条 [略]
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成19年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 付則第13条の2第3項の改正規定 平成20年4月1日
- (2) 第23条及び第31条第2項の表の改正規定 信託法(平成18年法律第108号)の施行の日
- (3) 付則第14条の3第1項の改正規定 証券取引法等の一部を改正する法律(平成18年法律第65号)の施行の日

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の那覇市税条例(以下「改正後の条例」という。)付則第14条の11第1項の規定は、同項に規定する所得割の納税義務者が平成19年4月1日以後に支払う又は控除される同項に規定する保険料について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 改正後の条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成19年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成18年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

[第31条第2項の表]

法人等の区分	税率
(1) 資本金等の額(法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第8号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの	[略]
(2)～(9) [略]	

[改正後 別記]

[第31条第2項の表]

法人等の区分	税率
(1) 資本金等の額(法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法(平成7年法律第105号)に規定する相互会社にあつては、令第45条の3の2に定めるところにより算定した純資産額)をいう。次号から第8号までにおいて同じ。)が50億円を超える法人(保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの並びに法人税法第2条第5号の公共法人及び同条第6号の公益法人等(防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項の認可を受けた地縁による団体並びに特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する法人を含む。)で均等割のみを課されるものを除く。次号から第8号までにおいて同じ。)で市内に有する事務所、事業所又は寮等の従業者(俸給、給料若しくは賞与又はこれらの性質を有する給与の支給を受けることとされる役員を含む。)の数の合計数(次号から第8号までにおいて「従業者数の合計数」という。)が50人を超えるもの	[略]
(2)～(9) [略]	

那覇市条例第19号

平成19年3月30日

公 布 済

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

那覇市国民健康保険税条例(昭和47年那覇市条例第91号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課税額) 第2条 [略] 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>53万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>53万円</u>とする。 3 [略] (保険税の減額) 第14条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>53万円</u>を超える場合には、<u>53万円</u>)並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。 (1)～(3) [略] 2～3 [略]	(課税額) 第2条 [略] 2 前項の基礎課税額は、世帯主(前条第2項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>56万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>56万円</u>とする。 3 [略] (保険税の減額) 第14条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>56万円</u>を超える場合には、<u>56万円</u>)並びに同条第3項本文の介護納付金課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が9万円を超える場合には、9万円)の合算額とする。 (1)～(3) [略] 2～3 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

- この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 改正後の那覇市国民健康保険税条例の規定は、平成19年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成18年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

訓 令

那 覇 市 訓 令 第 6 号

那覇市教育委員会教育長訓令第4号

平 成 1 9 年 3 月 3 0 日

施 行 済

那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市教育委員会教育長 桃 原 致 上

那覇市緑化推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市緑化推進本部規程(平成11年那覇市訓令第17号、教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、本部長に建設管理部担当の<u>助役</u>をもって充て、副本部長に建設管理部長をもって充てる。 2 [略] (幹事会) 第6条 [略] 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織し、幹事長に花とみどり課担当の建設管理部副部長をもって充て、副幹事長に<u>花とみどり課長</u>をもって充てる。 3 幹事は、次に掲げる者をもって充てる。ただし、幹事長が必要と認めるときは、その都度他の者を加えることができる。 総務課長、経営企画室建設管理部担当の<u>技幹</u>、資産税課長、<u>市民活動課長</u>、環境保全課長、労働農水課長、観光課長、都市計画課長、建築指導課長、区画整理課長、建築工事課長、道路建設課長、生涯学習課長、文化財課長、学校教育課長、施設管理課長 4～6 [略]	(組織) 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織し、本部長に建設管理部担当の<u>副市長</u>をもって充て、副本部長に建設管理部長をもって充てる。 2 [略] (幹事会) 第6条 [略] 2 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事で組織し、幹事長に花とみどり課担当の建設管理部副部長をもって充て、副幹事長に<u>花とみどり課担当副参事</u>をもって充てる。 3 [略] 総務課長、経営企画室建設管理部担当の<u>副参事</u>、資産税課長、<u>市民協働推進課長</u>、環境保全課長、労働農水課長、観光課長、都市計画課長、建築指導課長、区画整理課長、建築工事課長、道路建設課長、生涯学習課長、文化財課長、学校教育課長、施設管理課長 4～6 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 7 号

那覇市教育委員会教育長訓令第5号

那 覇 市 病 院 管 理 規 程 第 2 号

平 成 1 9 年 3 月 3 0 日

施 行 済

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市教育委員会教育長 桃 原 致 上

那覇市病院事業管理者 與 儀 實 津 夫

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市男女共同参画行政推進委員会規程(平成15年那覇市訓令第16号、教育委員会教育長訓令第4号、病院管理規程第32号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 委員長に平和交流・男女参画室を担当する助役、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。 経営企画部長 財務部長 市民文化部長 経済観光部長 環境部長 健康福祉部長 <u>こどもみらい局長</u> 都市計画部長 建設管理部長 消防長 上下水道部長 市立病院事務局長 生涯学習部長 学校教育部長 (幹事会) 第6条 [略] 2 [略] 3 幹事長に市長公室長、副幹事長に平和交流・男女参画室長、幹事に次の課に属する者で幹事長が指名した者及び委員長がその都度必要と認める者をもって充てる。 なは未来室 人事課 経営企画室 財政課 <u>市民活動課</u> 商工振興課 環境政策課 福祉政策課 健康推進課 <u>こどもみらい課</u> 子育て応援課 チャーがんじゅう課 都市計画課 消防本部総務課 上下水道局総務課 市立病院事務局管理課 教育委員会総務課 学校教育課 4～6 [略]	(組織) 第3条 [略] 2 委員長に平和交流・男女参画室を担当する副市長、副委員長に総務部長、委員に次に掲げる者をもって充てる。 経営企画部長 財務部長 市民文化部長 経済観光部長 環境部長 健康福祉部長 <u>健康保険局長</u> <u>こどもみらい部長</u> 都市計画部長 建設管理部長 消防長 上下水道部長 市立病院事務局長 生涯学習部長 学校教育部長 (幹事会) 第6条 [略] 2 [略] 3 [略] なは未来室 人事課 経営企画室 財政課 <u>市民協働推進課</u> 商工振興課 環境政策課 福祉政策課 健康推進課 <u>こども政策課</u> <u>こどもみらい課</u> 子育て応援課 チャーがんじゅう課 都市計画課 消防本部総務課 上下水道局総務課 市立病院事務局管理課 教育委員会総務課 学校教育課 4～6 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

那 覇 市 訓 令 第 8 号
那 覇 市 消 防 本 部 訓 令 第 1 号
那 覇 市 上 下 水 道 局 規 程 第 4 号
那 覇 市 病 院 管 理 規 程 第 3 号
那 覇 市 教 育 委 員 会 教 育 長 訓 令 第 6 号
平 成 1 9 年 3 月 3 0 日
施 行 済

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那 覇 市 長 翁 長 雄 志

那覇市消防本部消防長 大 田 和 人

那覇市上下水道事業管理者 松 本 親

那覇市病院事業管理者 與 儀 實 津 夫

那覇市教育委員会教育長 桃 原 致 上

那覇市生涯学習推進本部規程の一部を改正する訓令

那覇市生涯学習推進本部規程(平成15年那覇市訓令第17号、消防本部訓令第5号、水道局規程第3号、病院管理規程第33号、教育委員会教育長訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 副本部長は、<u>助役</u>及び教育長をもって充てる。 4 本部員は、那覇市庁議規則(昭和59年那覇市規則第19号)第3条第1項に規定する者(市長、<u>助役</u>及び教育長を除く。)をもって充てる。 [別表 別記]	(組織) 第3条 [略] 2 [略] 3 副本部長は、<u>副市長</u>及び教育長をもって充てる。 4 本部員は、那覇市庁議規則(昭和59年那覇市規則第19号)第3条第1項に規定する者(市長、<u>副市長</u>及び教育長を除く。)をもって充てる。 [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
市長事務部局	秘書広報課長、平和交流・男女参画室長、経営企画室教育委員会担当主幹、財政課長、税制課長、市民活動課長、文化振興課長、労働農水課長、観光課長、環境政策課長、環境保全課長、福祉政策課長、健康推進課長、こどもみらい課長、子育て応援課長、障害福祉課長、ちゃーがんじゅう課長、都市計画課長、 <u>管理企画室長</u> 、花とみどり課長
[略]	
教育委員会	総務課長、生涯学習課長、市民スポーツ課長、文化財課長、施設管理課長、学校教育課長、 <u>やる気・元気サポート室長</u> 、学務課長、学校給食室長、中央公民館長、中央図書館長、 <u>青少年センター所長</u> 、壺屋焼物博物館長、教育研究所長、学校給食センター所長

[改正後 別記]

別表(第6条関係)

部局	幹事
市長事務部局	秘書広報課長、平和交流・男女参画室長、経営企画室教育委員会担当主幹、財政課長、税制課長、市民協働推進課長、文化振興課長、労働農水課長、観光課長、環境政策課長、環境保全課長、福祉政策課長、健康推進課長、 <u>こども政策課長</u> 、こどもみらい課長、子育て応援課長、障害福祉課長、ちゃーがんじゅう課長、都市計画課長、 <u>建設企画課担当副参事</u> 、花とみどり課長
[略]	
教育委員会	総務課長、生涯学習課長、市民スポーツ課長、文化財課長、施設管理課長、学校教育課長、 <u>総合青少年課長</u> 、学務課長、学校給食室長、中央公民館長、中央図書館長、壺屋焼物博物館長、教育研究所長、学校給食センター所長

収入役訓令

那覇市収入役訓令第 1 号

平成 1 9 年 3 月 3 1 日

施 行 済

地方自治法の改正により那覇市収入役事務決裁規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市収入役職務代理者

那覇市事務吏員

出納室長 慶 利光

那覇市収入役事務決裁規程を廃止する訓令

那覇市収入役事務決裁規程(昭和60年収入役訓令第1号)は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

会計管理者訓令

那覇市会計管理者訓令第1号

平成 1 9 年 4 月 1 日

施 行 済

地方自治法の改正により那覇市会計管理者事務決裁規程を次のように定める。

那覇市会計管理者

山 口 栄 禄

那覇市会計管理者事務決裁規程

(趣旨)

第1条 この規程は、会計管理者の権限に属する事務を迅速に処理し、事務能率の向上を期し、かつ、内部的責任の範囲を明らかにするための事務の決裁について、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 会計管理者又は出納室長若しくは副参事が会計管理者の権限に属する事務について、最終的に意思決定することをいう。
- (2) 専決 出納室長又は副参事がこの規程に定めるところにより会計管理者に代わって決裁することをいう。
- (3) 代決 会計管理者又は専決者が不在のとき、会計管理者又は専決者に代わって決裁することをいう。
- (4) 決定 出納室長以下の職員が決裁に至るまでの手続過程において、その意思を決定することをいう。
- (5) 不在 会計管理者若しくは専決者又は決定者が出張、病気その他の理由により決裁又は決定することができない状態をいう。

(専決事項)

第3条 出納室長の専決事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 収入の調定の通知に関する事。
- (2) 報酬、費用弁償、給料、職員手当等、共済費、賃金及び旅費並びに遺族扶助料の支出に関する事。
- (3) 報償費、需用費のうち燃料費、光熱水費及び賄材料費、役務費のうち通信運搬費、火災保険料及び自動車損害保険料、委託料、使用料及び賃借料並びに公課費の経常的な経費で、かつ、定例的な支出に関する事。
- (4) 1件1,000万円未満の工事請負費の支出に関する事。
- (5) 法律、条例、要綱に基づく1件1億円未満の扶助費の支出に関する事。

- (6) 社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に支払う 1 件 1 億円未満の診療報酬の支出に関する事。
- (7) 過誤納金の還付及びこれに係る還付加算金の支出に関する事。
- (8) 市債の元利償還金の支出に関する事。
- (9) 前各号に定めるもののほか、1 件 2 0 0 万円未満の経費の支出に関する事。
- (10) 事前合議に係る 1 件 2 0 0 万円未満の経費の支出負担行為の審査に関する事。
- (11) 資金前渡又は概算払の精算に関する事。

2 副参事の専決事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 歳入歳出外現金の受払いに関する事。
- (2) 現金の出納保管事務に附帯する記録管理を行う事。
- (3) 有価証券の出納保管に関する事。
- (4) 振替及び更正による整理に関する事。
- (5) 前各号に定めるもののほか、定例的、かつ、軽易な事務処理に関する事。

(準用)

第 4 条 那覇市事務決裁規程(1 9 7 1 年那覇市訓令第 8 号)第 4 条及び第 6 条の規定は、出納室長又は副参事が専決する場合に準用する。

(代決)

第 5 条 会計管理者が決裁すべき事項について、会計管理者が不在のときは、出納室長が代決する。

2 出納室長が専決すべき事項について、出納室長が不在のときは、副参事が代決する。

(代決の制限)

第 6 条 前条に規定する代決は、あらかじめ指示を受けた場合又は特に至急処理しなければならない場合に限りすることができる。

(代決文書の閲覧)

第 7 条 第 5 条の規定に基づき代決したときは、会計管理者又は専決者の登庁後速やかに代決文書を閲覧に供しなければならない。

(後閲)

第 8 条 決定すべき者が不在のため後閲とした事項については、決定すべきであった者の登庁後速やかに決裁文書を閲覧に供しなければならない。

付 則

この訓令は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

告 示

那覇市告示第 1 4 9 号

平成 1 9 年 3 月 2 9 日

掲 示 済

市道路線認定並びに路線廃止に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条及び第 1 0 条第 1 項に基づき、市道の路線を次のとおり認定及び廃止する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間那覇市建設管理部都市施設管理センター（道路管理室）において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

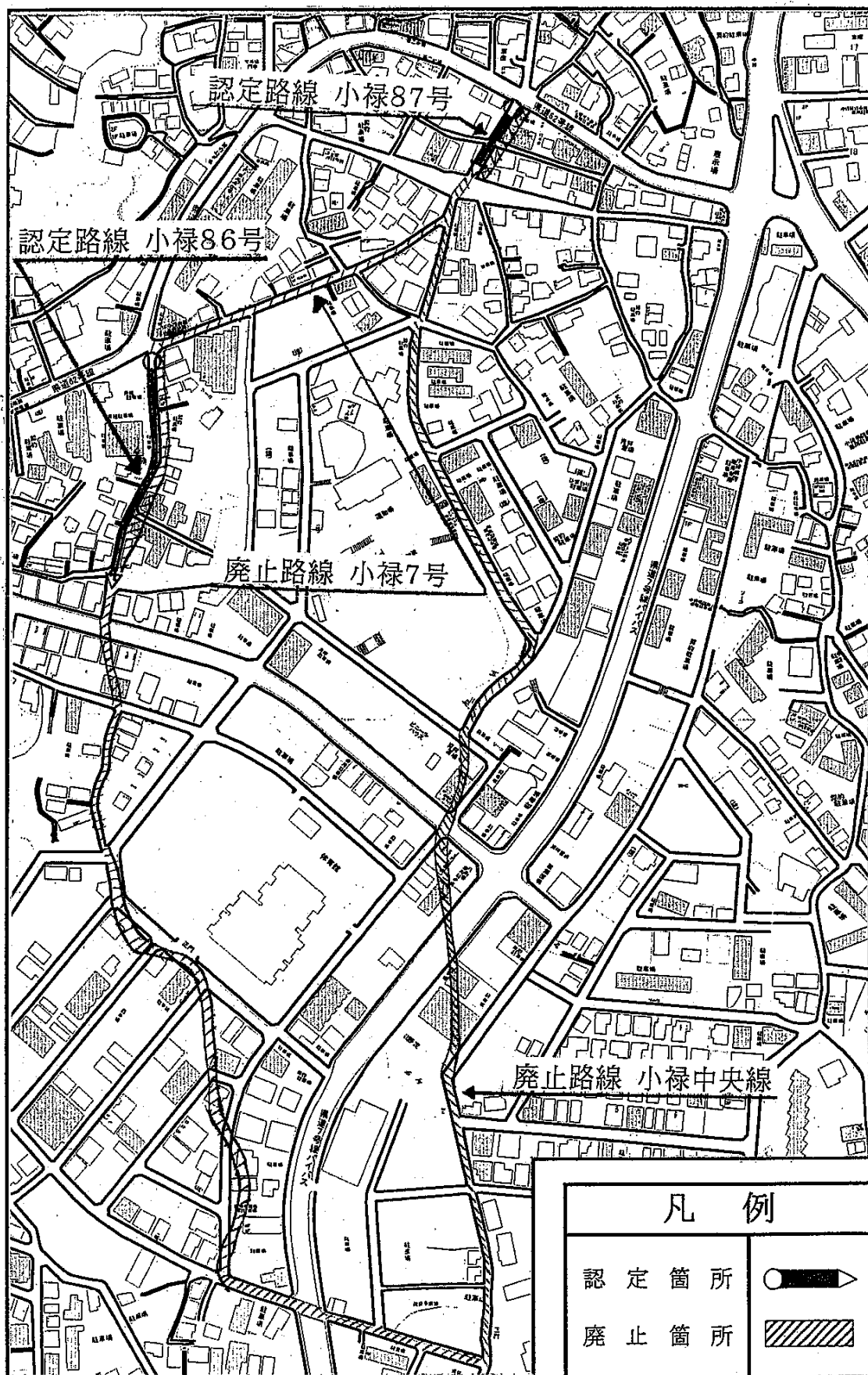
認定する路線

整理 番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
2056	小禄 8 6 号	字小禄 7 0 0 番 字小禄 7 6 3 番	
2057	小禄 8 7 号	字小禄 5 2 9 番 字小禄 5 2 0 番	

廃止する路線

整理 番号	路線名	起 点 終 点	重要な経過地
53	小禄中央線	字小禄 7 5 3 番 字小禄 1 3 0 番	
1024	小禄 7 号	字小禄 7 0 0 番 字小禄 6 7 9 番	

市道路線の認定及び廃止 位置図



那覇市告示第 1 5 0 号

平成 1 9 年 3 月 2 9 日

掲 示 済

市道路線の変更に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、市道の路線を変更する。

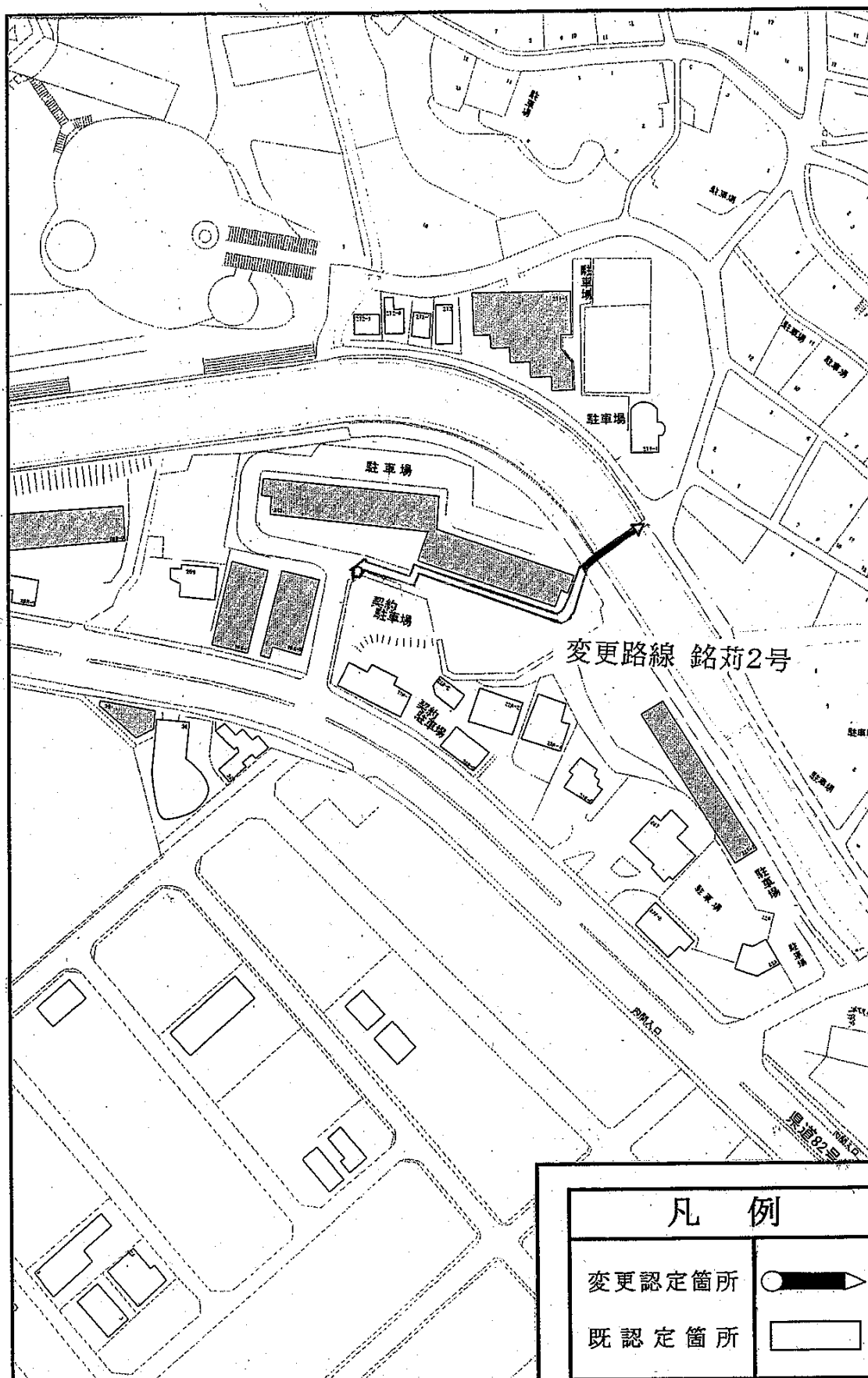
その関係図面は、告示の日から 2 週間那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

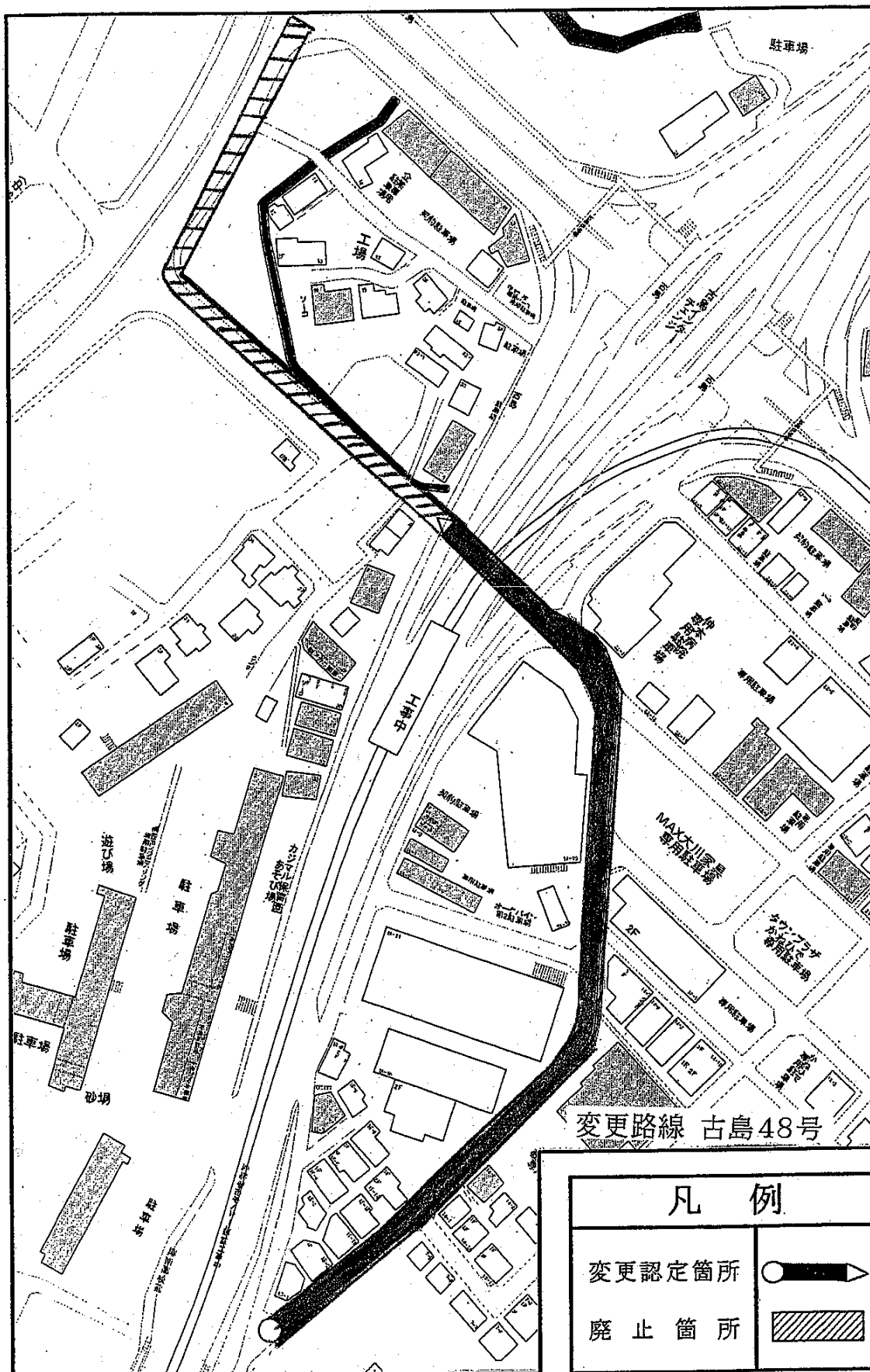
変更する路線

整理 番号	路線名	新 旧 別	起 点 終 点	重要な経過地
191	銘苅 2 号	新	字銘苅 2 1 3 番 2 字銘苅 2 1 7 番	
		旧	字銘苅 2 1 3 番 2 字銘苅 2 1 6 番 1	
1211	古島 4 8 号	新	古島 1 丁目 1 5 番 1 字古島 8 7 番 1	
		旧	古島 1 丁目 1 5 番 1 字銘苅 1 7 4 番 1	
1689	国場 3 2 号	新	字国場 2 2 6 番 1 字国場 3 0 3 番	
		旧	字国場 2 2 6 番 1 字国場 3 0 8 番 2	

市道路線の起終点変更位置図



市道路線の起終点変更位置図



市道路線の起終点変更位置図



那覇市告示第 1 5 1 号

平成 1 9 年 3 月 2 9 日

掲 示 済

市道路線の区域決定並びに区域変更及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり区域決定並びに区域変更及び供用開始をする。

その関係図面は、告示の日から 2 週間那覇市建設管理部都市施設管理センター道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域決定及び供用開始する路線

整理 番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
2056	小禄 8 6 号	字小禄700番～ 字小禄763番	151.0	3.9～ 5.2	
2057	小禄 8 7 号	字小禄529番～ 字小禄520番	55.0	4.5～ 6.0	

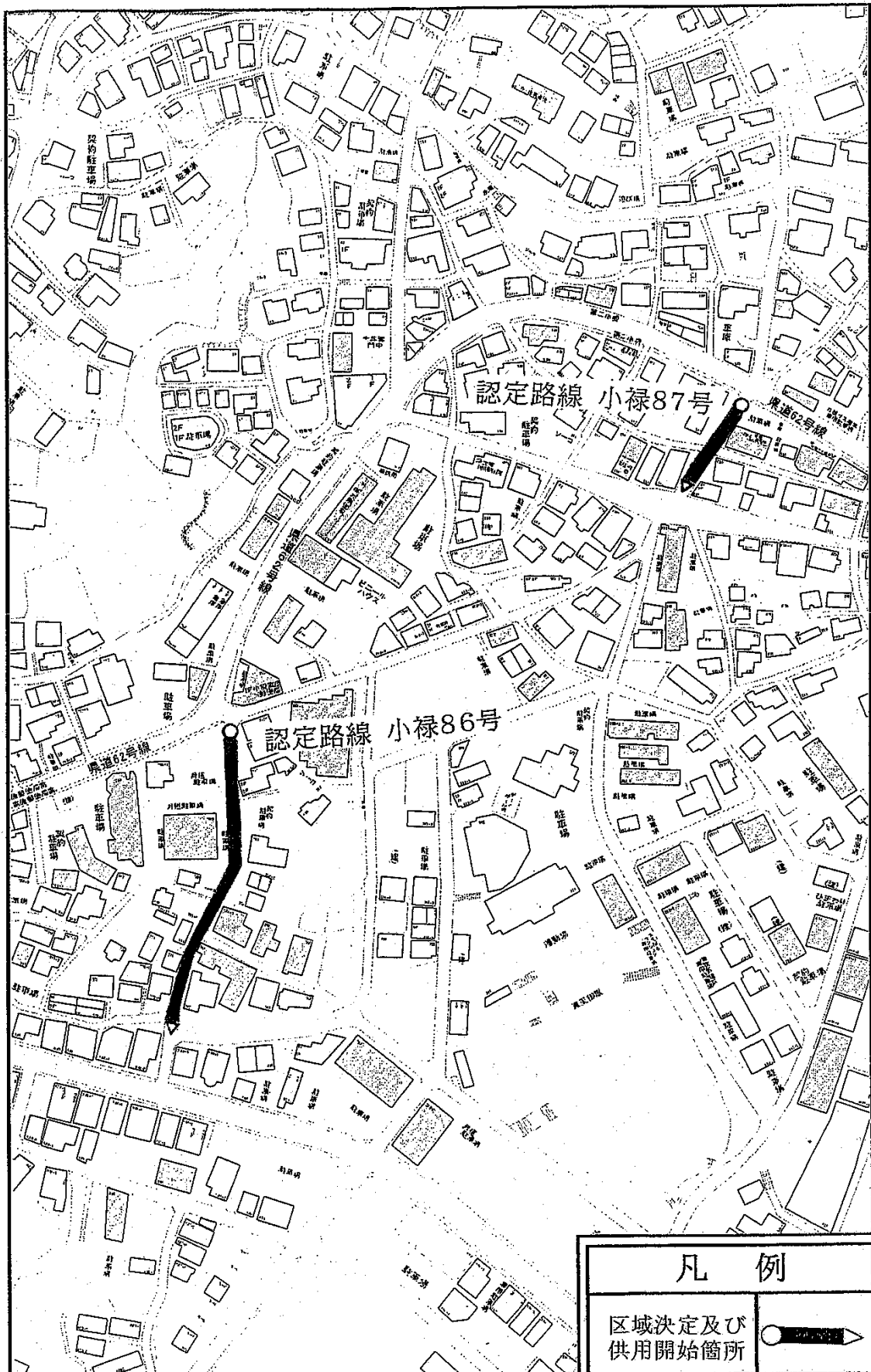
区域変更する路線

整理 番号	路線名	新 旧	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
1211	古島 4 8 号	新	古島1丁目15番1～ 字古島87番1	378.0	6.8～ 16.9	
		旧	古島1丁目15番1～ 字銘苅174番1	608.5	6.8～ 16.9	
1689	国場 3 2 号	新	字国場226番1～ 字国場303番	410.0	4.0～ 6.0	
		旧	字国場226番1～ 字国場308番2	371.7	4.0～ 5.3	

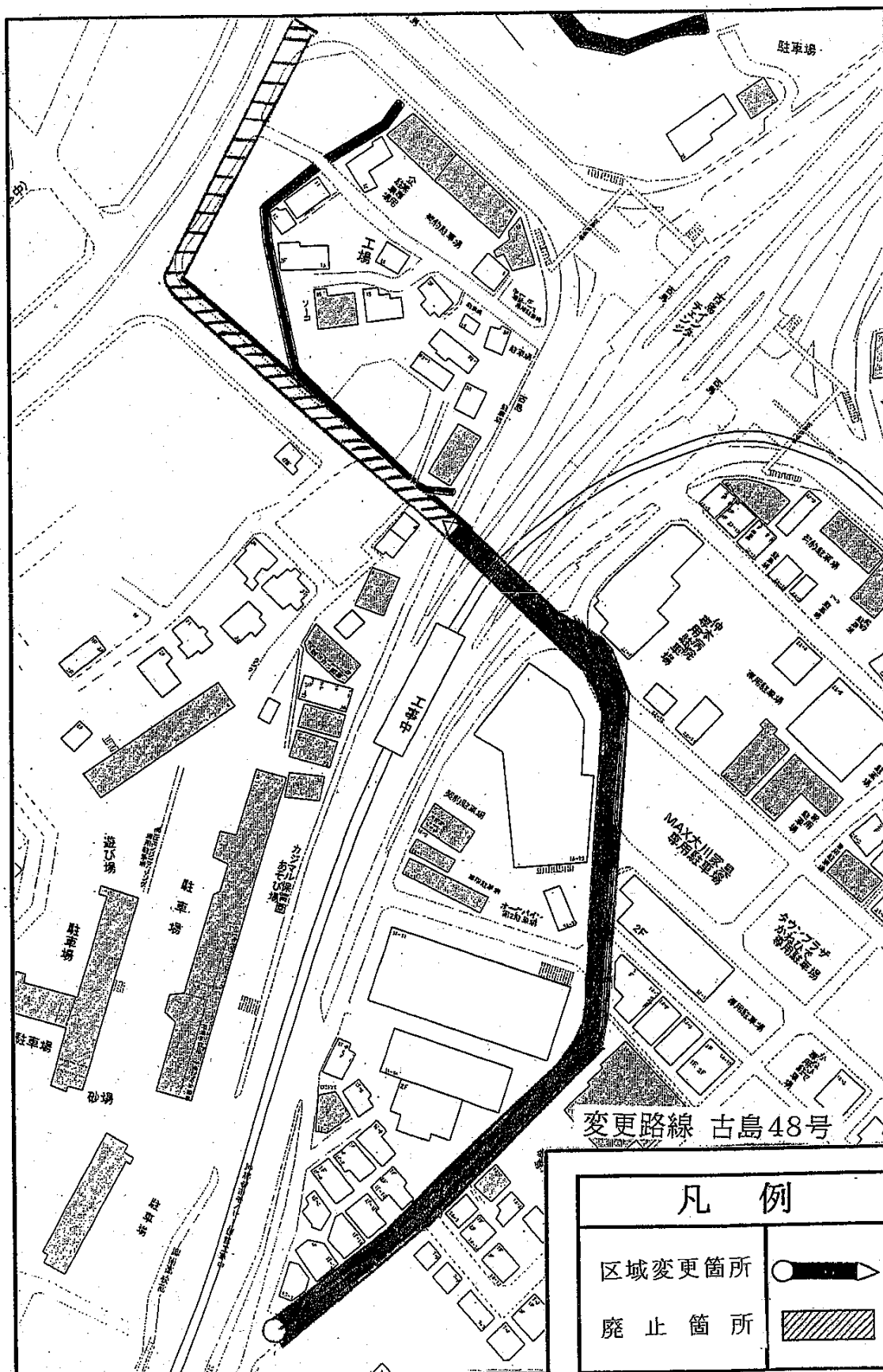
区域変更及び供用開始する路線

整理 番号	路線名	新 旧	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
191	銘苅 2 号	新	字銘苅213番2～ 字銘苅217番	137.0	1.7～ 3.8	
		旧	字銘苅213番2～ 字銘苅216番1	109.3	1.7～ 2.3	

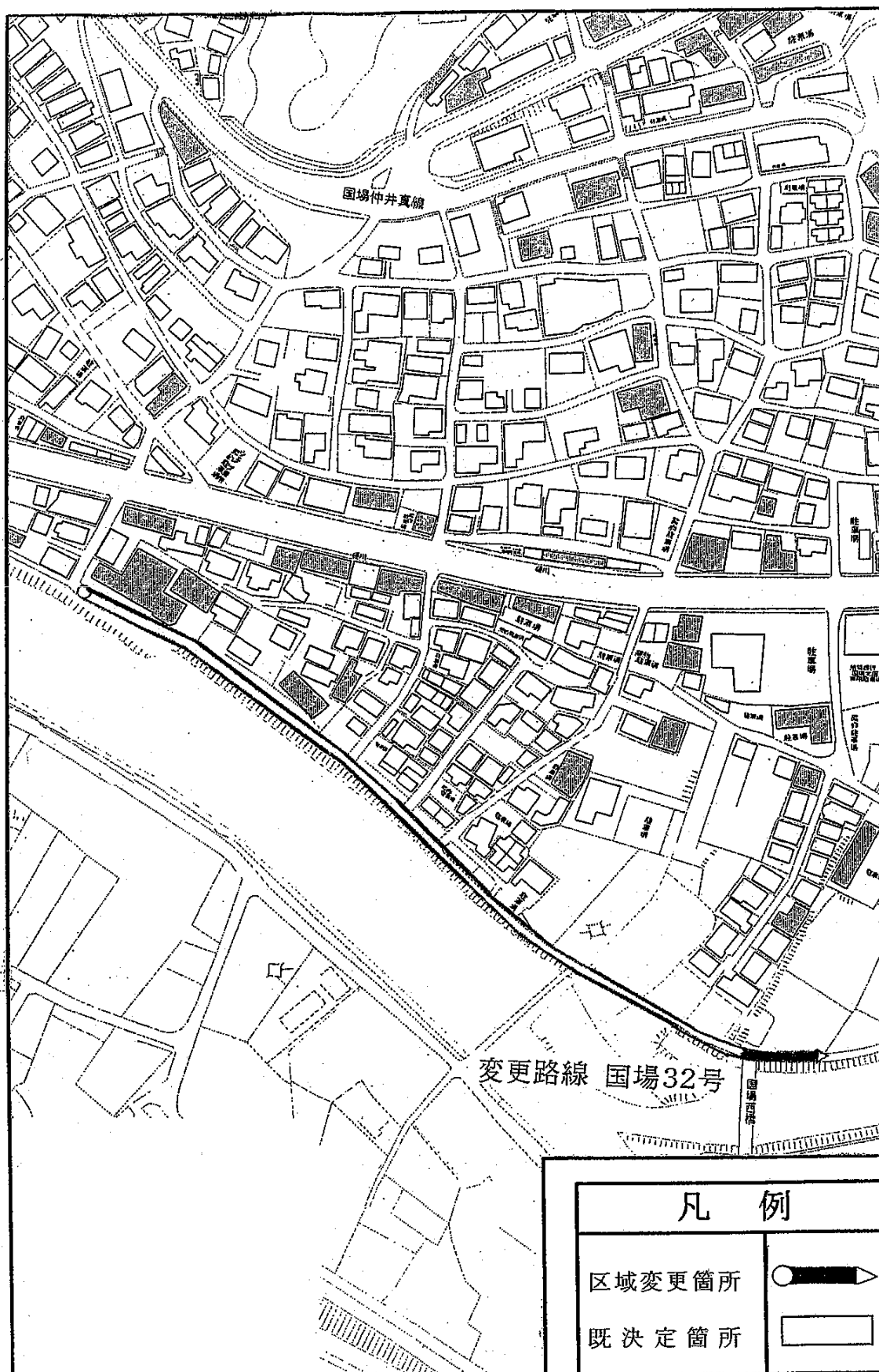
市道路線の区域決定及び供用開始位置図



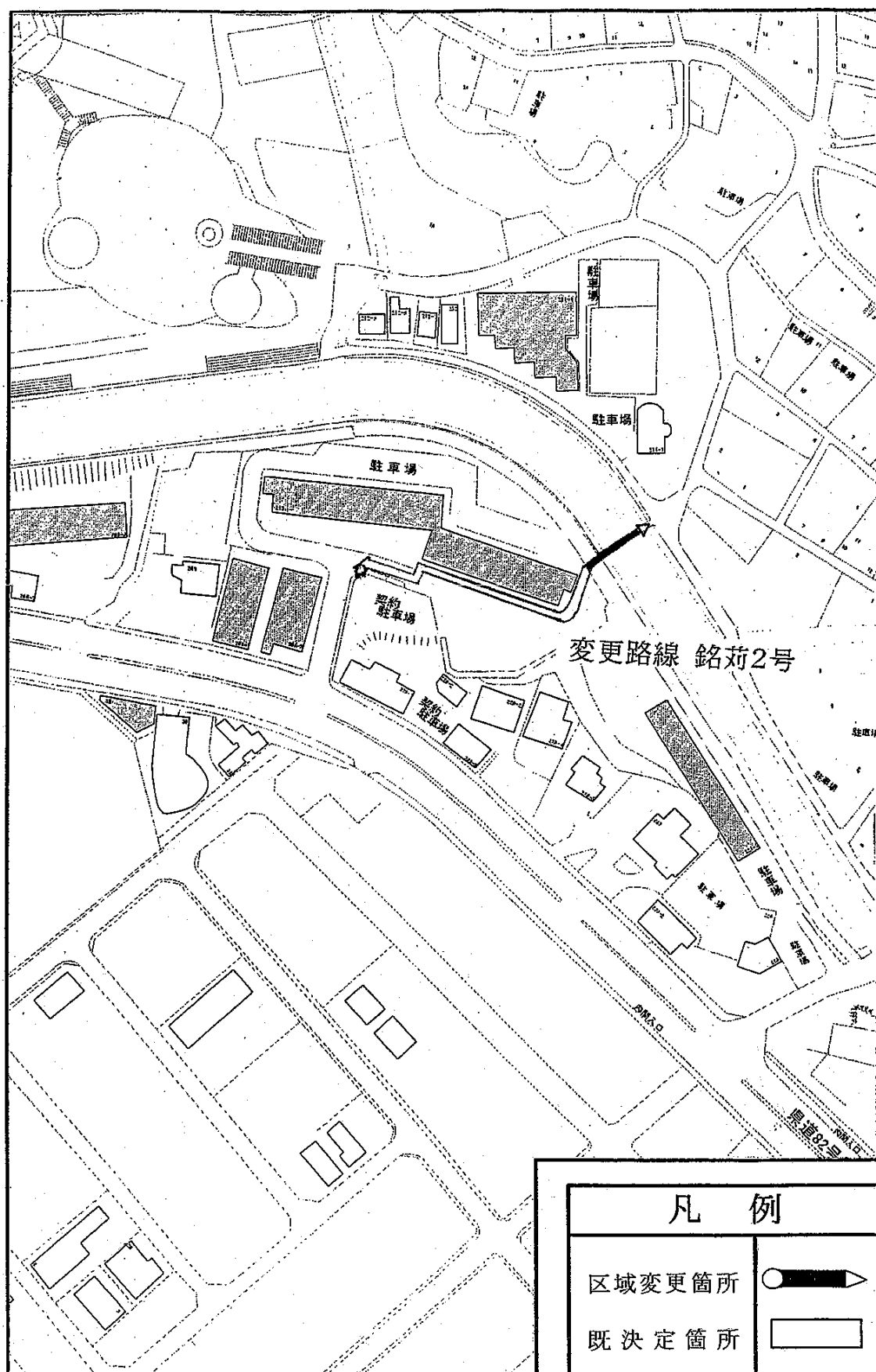
市道路線の区域変更位置図



市道路線の区域変更位置図



市道路線の区域変更及び供用開始位置図



那覇市告示第 1 5 9 号

平成 1 9 年 3 月 3 0 日

掲 示 済

印影をみなおすことについて

市民税課の納税通知書等に印影されている



又は



については、当分の間



とします。

那覇市長 翁 長 雄 志

該当する納税通知書等一覧

- * 平成 19 年度市民税・県民税納税通知書
- * 指定通知書 (郵便局長宛)
- * 市民税・県民税更正 (決定) 通知書

那覇市告示第 1 号

平成 1 9 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市役所本庁舎駐車場使用料の徴収事務委託について

那覇市役所本庁舎駐車場使用料の徴収事務について、地方自治法施行令第 1 5 8 条第 2 項及び那覇市会計規則第 3 4 条第 2 項により告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 徴収事務の名称 那覇市役所本庁舎駐車場使用料の徴収事務
- 2 受託者の住所 那覇市首里末吉町 4 丁目 6 番地 6
- 3 受託者の名称 社団法人那覇市シルバー人材センター
- 4 委 託 期 間 平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで

那 覇 市 告 示 第 2 号

平成 1 9 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市営住宅使用料等徴収業務委託について

地方自治法第 1 5 8 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 3 4 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

徴 収 員 氏 名	住 所	委 託 期 間	担当市営住宅
名嘉元トヨ子	那覇市壺川 3 - 2 - 5	自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日	大名・真地・識名 ・樋川・汀良・安 謝・安謝第一・壺 川東改良・石嶺・ 石嶺第二・田原・ 久場川
高 良 恵 美	那覇市小禄 1 - 1 9 - 2 0	自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日	宇栄原・銘苅・壺 川・辻・東・若狭 改良・若松・小禄

那 覇 市 告 示 第 3 号

平成 1 9 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市営住宅使用料等集金代行業務委託について

地方自治法第 1 5 8 条第 1 項及び第 2 項並びに那覇市会計規則第 3 4 条第 1 項及び第 2 項により、次のとおり委託したので告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

委託業者名	住 所	委 託 期 間
株式会社沖縄債権回収 サービス 代表取締役社長 平良 孝夫	那覇市西 1 丁目 19 番 7 号	自平成 19 年 4 月 1 日 至平成 20 年 3 月 31 日

那覇市告示第 2 1 号

平成 1 9 年 4 月 1 6 日

平成 19 年 (2007 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 18 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 18 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 18 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 844 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 35,269,650 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		千円	千円	千円
		9,455,692	290,361	9,165,331
	1 国民健康保険税	9,455,692	290,361	9,165,331
2 国庫支出金		13,062,561	121,357	13,183,918
	1 国庫負担金	8,193,516	80,070	8,273,586
	2 国庫補助金	4,869,045	41,287	4,910,332
4 療養給付費等交付金		4,453,874	226,000	4,227,874
	1 療養給付費等交付金	4,453,874	226,000	4,227,874
5 県支出金		1,654,363	12,096	1,666,459
	1 県補助金	1,484,939	12,096	1,497,035
8 繰入金		3,858,807	382,064	4,240,871
	1 他会計繰入金	3,700,594	302,275	4,002,869

	2 基金繰入金	158,213	79,789	238,002
歳 入 合 計		35,270,494	844	35,269,650

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 652,915	千円 9,572	千円 643,343
	1 総務管理費	472,834	8,472	464,362
	4 収納率向上特別 対策事業費	37,540	600	36,940
	5 医療費適正化特 別対策事業費	29,717	500	29,217
2 保険給付費		20,782,495	0	20,782,495
	1 療養諸費	18,052,844	0	18,052,844
3 老人保健拠 出金		8,037,442	0	8,037,442
	1 老人保健拠出金	8,037,442	0	8,037,442
4 介護納付金		1,975,034	0	1,975,034
	1 介護納付金	1,975,034	0	1,975,034
6 保健事業費		126,763	0	126,763
	1 保健事業費	126,763	0	126,763
8 諸支出金		64,247	8,728	72,975
	1 償還金及び還付 加算金	64,246	8,728	72,974
歳 出 合 計		35,270,494	844	35,269,650

那覇市告示第 2 2 号

平成 1 9 年 4 月 1 6 日

平成 19 年 (2007 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 18 年度那覇市老人保健特別会計の補正予算 (第 2 号) は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 18 年度那覇市老人保健特別会計補正予算

平成 18 年度那覇市の老人保健特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 500,000 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 24,210,282 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 支払基金交付金		13,735,937	256,670	13,479,267
	1 支払基金交付金	13,735,937	256,670	13,479,267
2 国庫支出金		7,371,110	171,113	7,199,997
	1 国庫負担金	7,371,110	171,113	7,199,997
3 県支出金		1,801,358	42,778	1,758,580
	1 県負担金	1,801,358	42,778	1,758,580
4 繰入金		1,801,869	42,779	1,759,090
	1 一般会計繰入金	1,801,869	42,779	1,759,090
6 諸収入		7	13,340	13,347
	3 雑入	4	13,340	13,347
歳 入 合 計		24,710,282	500,000	24,210,282

歳 出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1 医療諸費		24,487,899	500,000	23,987,899
	1 医療諸費	24,487,899	500,000	23,987,899
歳 出 合 計		24,710,282	500,000	24,210,282

那覇市告示第 2 3 号

平成 1 9 年 4 月 1 6 日

平成 19 年 (2007 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市一般会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市一般会計予算

平成 19 年度那覇市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 103,415,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、17,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)
に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の
各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 : 千円)

款	項	金 額
1 市税		38,496,283
	1 市民税	17,507,007
	2 固定資産税	17,589,805
	3 軽自動車税	385,288
	4 市たばこ税	2,277,309
	5 鉱産税	1
	6 特別土地保有税	3
	7 入湯税	25,723
	8 事業所税	711,147
2 地方譲与税		809,512
	2 自動車重量譲与税	457,006
	3 地方道路譲与税	163,836
	4 特別とん譲与税	8,041
	5 航空機燃料譲与税	180,629
3 利子割交付金		61,276
	1 利子割交付金	61,276
4 配当割交付金		77,805
	1 配当割交付金	77,805
5 株式等譲渡所得割交付金		48,280
	1 株式等譲渡所得割交付金	48,280
6 地方消費税交付金		2,861,524
	1 地方消費税交付金	2,861,524
7 自動車取得税交付金		230,095
	1 自動車取得税交付金	230,095
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		294,163
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	294,163
9 地方特例交付金		440,801
	1 地方特例交付金	190,460

	2 特別交付金	250,341
10 地方交付税		9,908,010
	1 地方交付税	9,908,010
11 交通安全対策特別交付金		50,000
	1 交通安全対策特別交付金	50,000
12 分担金及び負担金		1,195,366
	1 分担金	1
	2 負担金	1,195,365
13 使用料及び手数料		2,719,594
	1 使用料	2,037,021
	2 手数料	682,573
14 国庫支出金		23,910,241
	1 国庫負担金	15,903,566
	2 国庫補助金	7,896,572
	3 委託金	110,103
15 県支出金		6,036,067
	1 県負担金	4,432,877
	2 県補助金	955,706
	3 委託金	647,484
16 財産収入		293,154
	1 財産運用収入	240,589
	2 財産売払収入	52,565
17 寄附金		33,942
	1 寄附金	33,942
18 繰入金		4,649,296
	1 特別会計繰入金	15,228
	2 基金繰入金	4,634,067
	3 基金借入金	1
19 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
20 諸収入		1,983,791
	1 延滞金加算金及び過料	74,366
	2 市預金利子	381
	3 貸付金元利収入	970,967
	4 受託事業収入	146,234
	5 雑入	791,843
21 市債		9,215,800
	1 市債	9,215,800
歳 入 合 計		103,415,000

歳 出

(単位: 千円)

款	項	金 額
1 議会費		774,775
	1 議会費	774,775
2 総務費		8,652,484

	1 総務管理費	6,223,924
	2 徴税費	1,240,418
	3 戸籍住民基本台帳費	828,802
	4 選挙費	206,315
	5 統計調査費	55,402
	6 監査委員費	97,623
3 民生費		41,884,307
	1 社会福祉費	14,274,636
	2 児童福祉費	14,238,872
	3 生活保護費	13,370,798
	4 災害救助費	1
4 衛生費		6,715,322
	1 保健衛生費	2,709,898
	2 清掃費	4,005,424
5 労働費		50,841
	2 労働諸費	50,841
6 農林水産業費		138,831
	1 農業費	47,832
	2 林業費	120
	3 水産業費	90,879
7 商工費		1,164,895
	1 商工費	1,164,895
8 土木費		16,548,296
	1 土木管理費	367,730
	2 道路橋りょう費	1,322,338
	3 河川水路費	132,469
	4 港湾費	764,023
	5 都市計画費	9,890,220
	6 住宅費	4,071,516
9 消防費		4,128,220
	1 消防費	4,128,220
10 教育費		11,379,481
	1 教育総務費	1,501,934
	2 小学校費	2,860,982
	3 中学校費	2,439,183
	4 幼稚園費	904,002
	5 社会教育費	1,305,671
	6 保健体育費	2,367,709
11 災害復旧費		4
	1 農林水産施設災害復旧費	1
	2 公共土木施設災害復旧費	2
	3 その他公共施設公用施設災害復旧費	1
12 公債費		11,797,278
	1 公債費	11,797,278

13 諸支出金		110,266
	1 普通財産取得費	110,265
	2 公営企業貸付金	1
14 予備費		70,000
	1 予備費	70,000
歳 出 合 計		103,415,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
自動紙折機賃借料 (総務課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	380
郵便料計器賃借料 (総務課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	3,780
給与関係事務委託料 (人事課)	平成 20 年度から 平成 22 年度まで	66,000
ファックス賃借料 (秘書広報課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	380
軽乗用自動車賃借料 (管財課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	908
I S O 9 0 0 1 認証取得コンサルタント委託料 (経営企画室)	平成 20 年度	3,000
自治基本条例策定コンサルタント委託料 (経営企画室)	平成 20 年度	2,000
光ファイバー回線使用料 (情報政策課)	平成 20 年度から 平成 24 年度まで	139,178
インターネットセキュリティ保守料 (情報政策課)	平成 20 年度から 平成 24 年度まで	47,750
教育用ネットワーク保守委託料 (情報政策課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	4,111
平成 1 9 年度入替パソコン等リース料 (情報政策課)	平成 20 年度から 平成 24 年度まで	16,443
基幹系業務システム再構築推進事業 (情報政策課)	平成 20 年度から 平成 25 年度まで	2,424,035
複写機 (2 台) 賃借料 (税制課)	平成 20 年度から 平成 21 年度まで	3,072
市県民税パンチ委託料 (市民税課)	平成 20 年度	700
F A X 一式賃借料 (小禄支所) (市民課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	452
電話設備賃借料 (小禄支所) (市民課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	456
複写機賃借料 (小禄支所) (市民課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	1,260
電話賃借料 (文化振興課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	960
複写機賃借料 (歴史博物館)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	2,500

那覇市小口資金融資制度に係る損失補償(商工振興課)	平成 20 年度から平成 30 年度まで	保障融資額のうち、沖縄県信用保証協会が金融機関に代位弁済した額から中小企業金融公庫が補填する額を差し引いた額
家庭用指定ごみ袋製造費(環境政策課)	平成 20 年度	11,235
樹木せん定枝等の再生処理業務委託料(クリーン推進課)	平成 20 年度から平成 21 年度まで	98,206
動物愛護啓発事業作業車両リース料(環境保全課)	平成 20 年度から平成 23 年度まで	1,200
ファイルサーバ賃借料(健康推進課)	平成 20 年度から平成 21 年度まで	246
パソコン等一式リース料(障害福祉課)	平成 20 年度から平成 23 年度まで	5,792
営繕車リース料(こどもみらい課)	平成 20 年度から平成 23 年度まで	1,140
コピー機リース料(こどもみらい課)	平成 20 年度から平成 21 年度まで	1,326
保育所コピー機リース料(石嶺、泊、大名、当蔵、赤平)(こどもみらい課)	平成 20 年度から平成 21 年度まで	2,152
保育所コピー機リース料(与儀、大道、若狭浦、鏡原、松川)(こどもみらい課)	平成 20 年度から平成 21 年度まで	2,256
幼稚園複写機リース料(こどもみらい課)	平成 20 年度から平成 23 年度まで	2,564
幼稚園印刷機リース料(こどもみらい課)	平成 20 年度から平成 23 年度まで	5,824
久場川保育所実施設計・工事監理業務委託料(こどもみらい課)	平成 20 年度	4,461
児童館コピー機リース料(国場、識名、久場川、大名)(子育て応援課)	平成 20 年度から平成 23 年度まで	2,468
パソコン等賃借料(子育て応援課)	平成 20 年度から平成 23 年度まで	1,060
検査車両リース料(建築指導課)	平成 20 年度から平成 23 年度まで	1,440
OA 機器リース料(花とみどり課)	平成 20 年度から平成 21 年度まで	2,500
車両リース料(花とみどり課)	平成 20 年度から平成 23 年度まで	3,000
石嶺市営住宅第 1 期建替事業(昇降機・太陽光発電・電波障害)(建築工事課)	平成 20 年度	59,580

石嶺市営住宅第 2 期建替事業 (建築工事課)	平成 20 年度から 平成 21 年度まで	2,020,809
識名市営住宅建替事業 (建築工事課)	平成 20 年度から 平成 21 年度まで	1,310,025
〇 A 機器リース (識名市営住宅建替事業) (建築工事課)	平成 20 年度から 平成 21 年度まで	454
福州園機械・巡回警備業務委託料 (公園管理室)	平成 20 年度から 平成 21 年度まで	1,520
自動車リース料 (土木管理事務所)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	5,956
道路パトロール車リース料 (道路管理室)	平成 20 年度から 平成 24 年度まで	3,150
パソコン機器リース料 (道路建設課)	平成 20 年度から 平成 22 年度まで	7,500
車両リース料 (消防本部総務課)	平成 20 年度から 平成 25 年度まで	20,615
消防資機材リース料 (消防本部総務課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	21,000
水難救助資機材リース料 (消防本部総務課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	9,164
小エリア簡易無線機リース料 (消防本部総務課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	3,224
高度救急処置シミュレーターリース料 (消防本部総務課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	1,228
教育長車賃借料 (教委・総務課)	平成 20 年度から 平成 24 年度まで	3,680
複写機賃借料 (中央、久茂地、首里) (中央図書館)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	3,348
図書館システムサーバー室賃借料 (中央図書館)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	1,350
複写機賃借料 (壺屋焼物博物館)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	1,084
城北小学校校舎防音復旧事業 (施設管理課)	平成 20 年度	168,761
奥武山野球場の整備 (市民スポーツ課)	平成 20 年度から 平成 21 年度まで	4,327,191
公用車リース料 (学校教育課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	1,320
平成 19 年度小学校教育用コンピュータ機器等リース料 (学校教育課)	平成 20 年度から 平成 24 年度まで	195,346
中学校普通教室用コンピュータ機器等リース料 (学校教育課)	平成 20 年度から 平成 24 年度まで	158,240
情報教育機器等の賃借料 (教育研究所)	平成 20 年度から 平成 24 年度まで	6,300

小学校複写機リース料 (学務課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	2,964
小学校印刷機リース料 (学務課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	10,108
中学校複写機リース料 (学務課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	2,884
中学校印刷機リース料 (学務課)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	3,612
識名小学校給食調理業務委託料 (学校給食室)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	78,772
城岳小学校給食調理業務委託料 (学校給食室)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	69,844
学校給食献立作成用パソコン賃借料(学校給食室)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	7,864
首里・小禄学校給食センター警備業務委託料 (学校給食センター)	平成 20 年度から 平成 21 年度まで	2,400
那覇・真和志学校給食センター警備業務委託料 (学校給食センター)	平成 20 年度から 平成 21 年度まで	2,400
小禄学校給食センター事務連絡車両リース料 (学校給食センター)	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	1,440
首里学校給食センター食缶洗浄機リース料(学校給食センター)	平成 20 年度から 平成 27 年度まで	24,408
公用車リース料 (青少年センター)	平成 20 年度	438
議長車賃借料 (議会事務局)	平成 20 年度	567

第3表 地方債

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
1 一般廃棄物処理事業 2 産業経済施設整備事業 3 道路整備事業 4 都市計画事業 5 都市公園整備事業 6 市営住宅建設事業 7 消防施設整備事業 8 教育施設整備事業 9 臨時財政対策債	204,000 289,800 242,700 1,935,800 919,300 906,300 1,014,600 1,326,600 2,376,700	普通 貸借 又は 証券 発行 (登録公債)	年8%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め30年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	9,215,800			

那覇市告示第 2 4 号

平成 1 9 年 4 月 1 6 日

平成 19 年 (2007 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市土地
区画整理事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市土地区画整理事業特別会計予算

平成 19 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによ
る。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 , 0 0 9 , 2 1 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予
算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 4 条の規定により債務を負
担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行
為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経
費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)
に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の
各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		千円
		4
	3 小禄金城手数料	1
	5 真嘉比古島第一地区手数料	1
	6 壺川手数料	1
2 国庫支出金		357,000
	4 真嘉比古島第二国庫補助金	357,000
3 財産収入		353
	1 壺川財産運用収入	39

	2 真嘉比古島第一地区財産運用収入	29
	3 小禄金城財産運用収入	1
	4 小禄南財産運用収入	21
	5 真嘉比古島第二財産運用収入	263
4 繰入金		2,229,881
	1 総務管理繰入金	35,827
	3 真嘉比古島第一地区繰入金	9,140
	6 真嘉比古島第二繰入金	2,156,393
	8 小禄南繰入金	9,772
	9 基金繰入金	18,749
5 繰越金		9
	1 総務管理繰越金	1
	3 真嘉比古島第一地区繰越金	2
	4 壺川繰越金	1
	5 小禄金城繰越金	1
	7 小禄南繰越金	2
	8 真嘉比古島第二繰越金	2
6 諸収入		6
	4 総務管理雑入	1
	8 真嘉比古島第二雑入	1
	11 小禄金城延滞金、加算金及び過料	1
	12 真嘉比古島第一地区延滞金、加算金及び過料	1
	13 壺川延滞金、加算金及び過料	1
	14 小禄南延滞金、加算金及び過料	1
7 保留地処分金		222,683
	3 小禄南保留地処分金	22,683
	4 真嘉比古島第二保留地処分金	200,000
8 清算徴収金		17,149
	3 小禄金城清算徴収金	1
	5 真嘉比古島第一地区清算徴収金	1,539
	6 壺川清算徴収金	12,116
	7 小禄南清算徴収金	3,493
9 分担金及び負担金		180,000
	4 真嘉比古島第二負担金	180,000
11 県支出金		2,126

	1 県委託金	385
	2 県補助金	1,741
歳 入 合 計		3,009,211

歳 出

款	項	金 額
1 土地区画整理総務費		千円 35,664
	1 総務管理費	35,664
2 土地区画整理事業費		2,955,832
	1 真嘉比古島第一地区土地 区画整理費	17,280
	2 壺川土地区画整理費	9,362
	3 小禄金城土地区画整理費	1
	4 真嘉比古島第二土地区画 整理費	2,895,487
	5 小禄南土地区画整理費	33,702
3 清算費		17,157
	3 小禄金城清算費	3
	4 真嘉比古島第一地区清算費	1,541
	5 壺川清算費	12,118
	6 小禄南清算費	3,495
5 基金積立金		358
	1 壺川基金積立金	40
	2 小禄南基金積立金	22
	3 小禄金城基金積立金	2
	4 真嘉比古島第一地区基金 積立金	30
	5 真嘉比古島第二基金積立金	264
6 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		3,009,211

第 2 表 債務負担行為

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
嘉比古島第二土地区画整理費 パソコン等 機器賃借料	平成 2 0 年度から 平成 2 2 年度まで	2,928
真嘉比古島第二土地区画整理費 事務室機 械警備委託料	平成 2 0 年度から 平成 2 3 年度まで	1,008
真嘉比古島第二土地区画整理費 仮安置所 機械警備委託料	平成 2 0 年度から 平成 2 3 年度まで	1,008

那覇市告示第 2 5 号

平成 1 9 年 4 月 1 6 日

平成 19 年 (2007 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度的那覇市国民健康保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市国民健康保険事業特別会計予算

平成 19 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 38,231,710 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第 3 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		千円
		9,392,484
	1 国民健康保険税	9,392,484
2 使用料及び手数料		9,700
	1 手数料	9,700
3 国庫支出金		13,258,784
	1 国庫負担金	8,320,213
	2 国庫補助金	4,938,571
4 療養給付費等交付金		4,868,898
	1 療養給付費等交付金	4,868,898
5 県支出金		1,702,957
	1 県補助金	1,517,227
	2 県負担金	185,730
6 共同事業交付金		4,920,591

	1 共同事業交付金	4,920,591
7 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
8 繰入金		4,015,179
	1 他会計繰入金	4,015,178
	2 基金繰入金	1
9 繰越金		2
	1 繰越金	2
10諸収入		63,113
	1 延滞金加算金及び過料	2,310
	2 預金利子	1
	3 雑入	60,802
歳 入 合 計		38,231,710

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 680,259
	1 総務管理費	494,339
	2 徴税費	114,271
	3 運営協議会費	849
	4 収納率向上特別対策事業費	38,178
	5 医療費適正化特別対策事業費	32,622
2 保険給付費		22,078,172
	1 療養諸費	19,286,115
	2 高額療養費	2,421,255
	3 移送費	2
	4 出産育児諸費	336,000
	5 葬祭諸費	34,800
3 老人保健拠出金		7,823,686
	1 老人保健拠出金	7,823,686
4 介護納付金		1,911,590
	1 介護納付金	1,911,590
5 共同事業拠出金		4,921,953
	1 共同事業拠出金	4,921,953
6 保健事業費		122,350
	1 保健事業費	122,350
7 基金積立金		1
	1 基金積立金	1
8 諸支出金		31,352
	1 償還金及び還付加算金	31,351
	2 繰出金	1
9 繰上充用金		1

	1 繰上充用金	1
10 予備費		662,346
	1 予備費	662,346
歳 出 合 計		38,231,710

第 2 表 債務負担行為

単位 千円

事 項	期 間	限 度 額
複写機 (レセ室) 賃借料	平成 20 年度から 平成 23 年度まで	2,196

那覇市告示第 2 6 号

平成 1 9 年 4 月 1 6 日

平成 19 年 (2007 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市老人保健特別会計の予算は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市老人保健特別会計予算

平成 19 年度那覇市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 24,478,624 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金 額
1 支払基金交付金		13,141,732
	1 支払基金交付金	13,141,732
2 国庫支出金		7,557,922
	1 国庫負担金	7,557,922
3 県支出金		1,889,480
	1 県負担金	1,889,480
4 繰入金		1,889,481
	1 一般会計繰入金	1,889,481
5 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 諸収入		8
	1 延滞金及び加算金	2
	2 預金利子	1

	3 雑入	5
歳 入	合 計	24,478,624

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 医療諸費		24,478,616
	1 医療諸費	24,478,616
2 諸支出金		8
	1 償還金	7
	2 繰出金	1
歳 出	合 計	24,478,624

那覇市告示第 2 7 号

平成 1 9 年 4 月 1 6 日

平成 19 年 (2007 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算の要領は、次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市市街地再開発事業特別会計予算

平成 19 年度那覇市の市街地再開発事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 9 4 , 6 5 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入		
款	項	金 額
1 国庫支出金		千円 5 8 0 , 1 5 0

	1 国庫補助金	5 8 0 , 1 5 0
3 繰入金		1 3 8 , 5 0 3
	1 一般会計繰入金	1 3 8 , 5 0 3
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
6 市債		2 7 6 , 0 0 0
	1 市債	2 7 6 , 0 0 0
歳 入 合 計		9 9 4 , 6 5 4

歳 出

款	項	金 額
		千円
2 都市再開発事業費		9 9 2 , 3 1 6
	1 都市再開発事業費	9 9 2 , 3 1 6
3 公債費		2 , 3 3 8
	1 公債費	2 , 3 3 8
歳 出 合 計		9 9 4 , 6 5 4

第 2 表 債務負担行為

事 項	期 間	限度額
		千円
複写機賃借料	平成 20 年度から平成 22 年度まで	1 , 4 4 0

第 3 表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
1 都市再開発事業	千円 276,000	普通貸借又は証券発行(登録公債)	年 8 %以内(ただし、利率見直し方で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	償還期間は、据置期間を含め 3 0 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。
計	276,000			

那覇市告示第 2 8 号

平成 1 9 年 4 月 1 6 日

平成19年（2007年）2月那覇市議会定例会で議決された平成19年度那覇市介護保険事業特別会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市介護保険事業特別会計予算

平成19年度那覇市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,527,460千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（歳出予算の流用）

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における款内でのこれらの経費の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		千円 2,477,418
	1 介護保険料	2,477,418
2 使用料及び手数料		1,501
	1 手数料	1,501
3 国庫支出金		3,197,992
	1 国庫負担金	2,394,980
	2 国庫補助金	803,012
4 支払基金交付金		4,191,742
	1 支払基金交付金	4,191,742
5 県支出金		2,018,540
	1 県負担金	1,962,261
	2 財政安定化基金支出金	1
	3 県補助金	56,278
6 財産収入		962

	1 財産運用収入	962
7 繰入金		2,503,618
	1 他会計繰入金	2,225,225
	2 基金繰入金	278,393
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		1,825
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	3 雑入	1,823
10 市債		1
	1 市債	1
11 サービス収入		133,860
	1 予防給付費収入	133,860
歳 入 合 計		14,527,460

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		千円 496,410
	1 総務管理費	262,737
	2 徴収費	36,227
	3 介護認定審査会費	197,446
2 保険給付費		13,406,894
	1 介護サービス等諸費	12,175,186
	2 介護予防サービス等諸費	1,211,158
	3 その他諸費	20,550
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 基金積立金		961
	1 基金積立金	961
5 地域支援事業費		455,724
	1 介護予防事業費	114,850
	2 包括的支援事業・任意事業費	340,874
6 諸支出金		4,052
	1 償還金及び還付加算金	4,051
	2 繰出金	1
7 公債費		163,417
	1 公債費	163,417
8 予備費		1
	1 予備費	1
歳 出 合 計		14,527,460

第 2 表 債務負担行為

単位 千円

事 項	期 間	限 度 額
複写機賃借料	平成 2 0 年度から 平成 2 3 年度まで	3,424
パソコン賃借料	平成 2 0 年度から 平成 2 3 年度まで	2,680

公 告

那覇市公告第 1 8 8 号

平成 1 9 年 3 月 3 0 日

掲 示 済

那覇広域都市計画の変更

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第 2 1 条第 2 項の規定において準用する同法第 1 7 条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに那覇市長に意見書を提出することができます。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類及び名称

- （ 1 ）那覇広域都市計画地区計画（那覇市石嶺市営住宅地区地区計画）
- （ 2 ）那覇広域都市計画一団地の住宅施設（石嶺公営住宅）
- （ 3 ）那覇広域都市計画道路（ 3 ・ 5 ・ 那 1 5 号 牧志壺屋線）

2 都市計画を変更する土地の区域

- （ 1 ）那覇広域都市計画地区計画（那覇市石嶺市営住宅地区地区計画）
那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部及び首里石嶺町 4 丁目の一部
- （ 2 ）那覇広域都市計画一団地の住宅施設（石嶺公営住宅）
那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部及び首里石嶺町 4 丁目の一部
- （ 3 ）那覇広域都市計画道路（ 3 ・ 5 ・ 那 1 5 号 牧志壺屋線）
那覇市牧志 3 丁目の一部

3 都市計画の案の縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎 5 階）

4 縦覧期間

平成 1 9 年 3 月 3 0 日 (金) から平成 1 9 年 4 月 1 3 日 (金) まで
(午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで ただし、土・日曜日は除く)

那 覇 市 公 告 第 2 号

平成 1 9 年 4 月 5 日

掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則 (昭和 44 年建設省令第 49 号) 第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 都市計画の種類

那覇広域都市計画区域区分

2 都市計画の名称

区域区分

縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課 (那覇市銘苅 2-3-1 新都心銘苅庁舎 5 階)

議 会 規 則

那覇市議会規則第 1 号

平成 1 9 年 3 月 2 2 日

公 布 済

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市議会議長 久 高 将 光

那覇市議会会議規則の一部を改正する規則

那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(議案の提出) 第14条 [略] (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 [略] 2 [略] (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 [略] 2 提出者の説明又は委員会への付託は、 討論を用いないで会議に諮って省略 することができる。 (会議録の記載事項) 第78条 会議録に<u>記載する</u>事項は、次の とおりとする。 (1)～(15) [略] 2 [略] (会議録の配布) 第79条 会議録は、<u>印刷して</u>、議員及び 関係者に配布する。	(議案の提出) 第14条 [略] <u>2 委員会が議案を提出しようとするときは、その案を備え、理由を付け、委員長が議長に提出しなければならない。</u> (事件の撤回又は訂正及び動議の撤回) 第19条 [略] 2 [略] <u>3 委員会が提出した議案につき第1項の承認を求めようとするときは、委員会の承認を得て委員長から請求しなければならない。</u> (議案等の説明、質疑及び委員会付託) 第37条 [略] <u>2 委員会提出の議案は、委員会に付託しない。ただし、議長が必要があると認めるときは、議会の議決で、議会運営委員会に係る議案は議会運営委員会に、常任委員会又は特別委員会に係る議案は常任委員会又は特別委員会に付託することができる。</u> <u>3 第1項における提出者の説明及び委員会への付託は、討論を用いないで会議に諮って省略することができる。</u> (会議録の記載事項) 第78条 会議録に<u>記載し、又は記録する</u>事項は、次のとおりとする。 (1)～(15) [略] 2 [略] (会議録の配布) 第79条 会議録は、議員及び関係者に配布(<u>会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあつては、電磁的方法による提供を含む。</u>)する。

(会議録署名議員) 第81条 会議録に署名する議員は、2人とし、議長が会議において指名する。 (所管事務等の調査) 第98条 [略] 2 議会運営委員会が<u>法第109条の2第3項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。 (資格決定の審査) 第142条 前条の要求については、議会は、<u>第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項</u>の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。 (懲罰動議の審査) 第154条 懲罰については、議会は、<u>第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第2項</u>の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。	(会議録署名議員) 第81条 会議録に署名する議員(<u>会議録が電磁的記録をもって作成されている場合にあっては、法第123条第3項に規定する署名に代わる措置をとる議員</u>)は、2人とし、議長が会議において指名する。 (所管事務等の調査) 第98条 [略] 2 議会運営委員会が<u>法第109条の2第4項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。 (資格決定の審査) 第142条 前条の要求については、議会 は、<u>第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項</u>の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して決定することができない。 (懲罰動議の審査) 第154条 懲罰については、議会は、<u>第37条(議案等の説明、質疑及び委員会付託)第3項</u>の規定にかかわらず、委員会の付託を省略して議決することはできない。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

保資金 1,024,749 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	406,402 千円
第 1 項 補助金	350,000 千円
第 2 項 出資金	10,665 千円
第 3 項 固定資産売却代金	25,331 千円
第 4 項 その他資本収入	1 千円
第 5 項 他会計貸付金償還金	20,405 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	2,261,570 千円
第 1 項 建設改良費	966,019 千円
第 2 項 企業債償還金	790,550 千円
第 3 項 投資	500,000 千円
第 4 項 その他資本的支出	1 千円
第 5 項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
警備輸送業務委託	平成 20 年度から平成 23 年度まで	5,040 千円
庁舎維持管理業務委託	平成 19 年度から平成 20 年度まで	29,973 千円
庁舎ネットワーク保守業務委託	平成 20 年度	404 千円
配水施設維持管理業務委託	平成 19 年度から平成 20 年度まで	53,960 千円
水質検査業務委託	平成 19 年度から平成 20 年度まで	6,406 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用 (消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,346,984 千円
(2) 交際費	256 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 8 条 たな卸資産の購入限度額は、36,779 千円と定める。

那覇市上下水道局告示第 3 5 号

平成 1 9 年 3 月 2 7 日

掲 示 済

平成 19 年 (2007 年) 2 月那覇市議会定例会で議決された平成 19 年度那覇市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 19 年度那覇市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 平成 19 年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)水洗化戸数	134,600 戸
(2)年間総処理水量	34,288,300 ?
(3)一日平均処理水量	93,683 ?
(4)主要な建設改良事業	
古波蔵地内公共下水道工事	事業費 471,690 千円
赤嶺汚水中継ポンプ場改築工事	事業費 188,675 千円
し尿等下水道放流施設建設工事	事業費 162,993 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	3,962,099 千円
第 1 項 営業収益	3,416,169 千円
第 2 項 営業外収益	545,929 千円
第 3 項 特別利益	1 千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	3,857,759 千円
第 1 項 営業費用	3,094,425 千円
第 2 項 営業外費用	747,164 千円
第 3 項 特別損失	6,170 千円
第 4 項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 822,720 千円は当年度分消費税及び地方消費税資

本的収支調整額 36,586 千円、減債積立金 13,000 千円、過年度分損益勘定留保資金 317,954 千円及び当年度分損益勘定留保資金 455,180 千円で補てんするものとする。)

収 入

第 1 款 資本的収入	2,287,693 千円
第 1 項 企業債	680,200 千円
第 2 項 補助金	870,000 千円
第 3 項 出資金	733,093 千円
第 4 項 その他資本収入	4,400 千円

支 出

第 1 款 資本的支出	3,110,413 千円
第 1 項 建設改良費	1,973,900 千円
第 2 項 企業債償還金	1,106,107 千円
第 3 項 他会計借入金償還金	20,406 千円
第 4 項 投資	5,000 千円
第 5 項 予備費	5,000 千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
パーソナルコンピュータ賃借	平成 20 年度から平成 22 年度まで	5,915 千円
公共下水道維持管理業務委託	平成 19 年度から平成 20 年度まで	60,000 千円
電算機器等保守管理業務委託	平成 19 年度から平成 20 年度まで	1,627 千円
ポンプ場施設維持管理業務委託	平成 19 年度から平成 20 年度まで	14,375 千円
再生水利用下水道事業水質検査業務委託	平成 19 年度から平成 20 年度まで	336 千円
公共樹設置工事	平成 19 年度から平成 20 年度まで	7,500 千円

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業 流域下水道事業	千円 522,000 158,200	普通貸借又は 証券発行 (登録公債)	年 8 % 以内	償還期間は、据置期間を含め 30 年以内とする。 償還方法は、元利均等、元金均等等による。 ただし、財政の都合により、据置期間中であっても繰上償還し、償還年限を変更し、又は借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用 (消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

429,934 千円

(2) 交際費

30 千円

那覇市上下水道局告示第36号

平成19年3月28日

掲 示 済

公共下水道の供用開始について

下水道法第9条第1項及び同条第2項の規定により公共下水道59次(雨水・汚水)の供用及び処理開始を次のとおり公示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

1 使用及び処理開始年月日 平成19年3月28日

2 使用及び処理開始区域

雨水

銘苅3丁目の一部、字真嘉比の一部、首里末吉町2丁目の一部、首里末吉町3丁目の一部、字古島の一部、字小禄の一部

汚水

字上間の一部、字仲井真の一部、首里大名町3丁目の一部、首里石嶺町3丁目の一部、字真嘉比の一部、字古島の一部、字松川の一部、松島2丁目の一部、首里山川町2丁目の一部、首里金城町3丁目の一部、字銘苅の一部、首里石嶺町4丁目の一部、安謝1丁目の一部、安謝2丁目の一部、銘苅1丁目の一部、銘苅2丁目の一

部、銘苅3丁目の一部、天久1丁目の一部、天久2丁目、おもろまち1丁目の一部、おもろまち2丁目の一部、おもろまち3丁目の一部、おもろまち4丁目の一部、上之屋1丁目の一部

3 供用及び処理開始する排水施設の位置

別紙図示のとおり

4 供用及び処理開始する排水施設の分流式又は合流式の別
分流式

5 図面を縦覧に供する場所及び期間

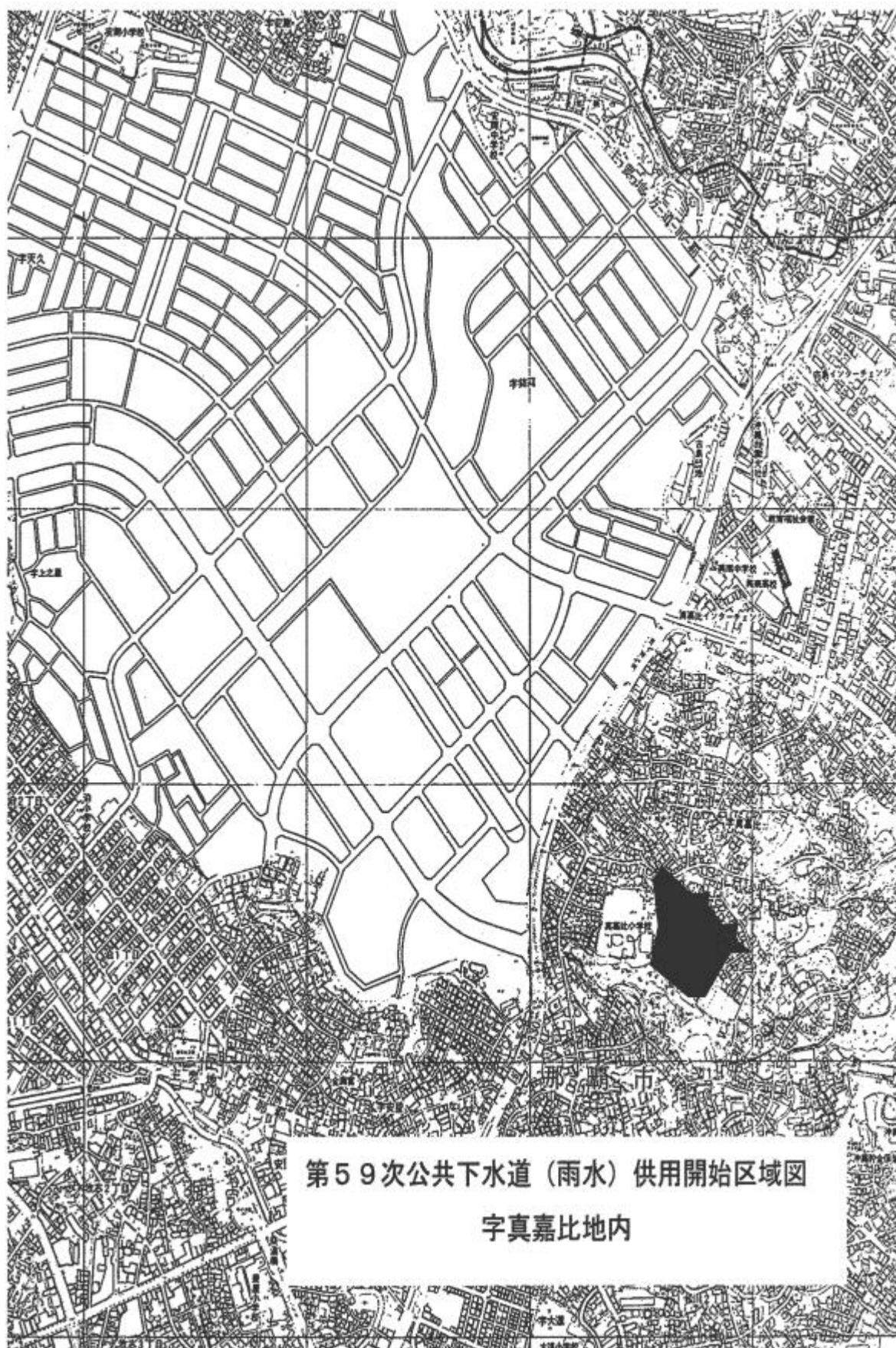
那覇市 上下水道局 給排水設備課

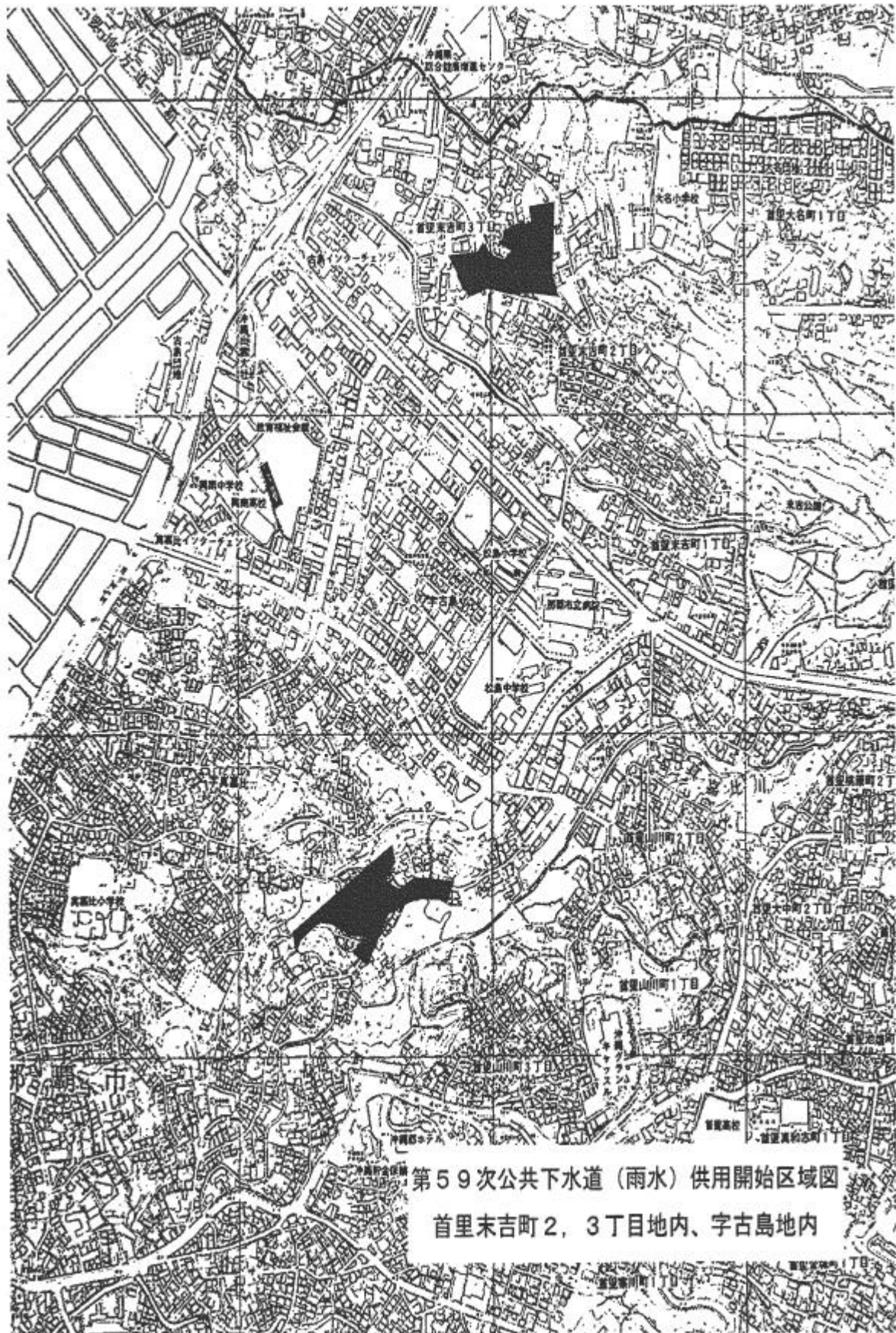
平成19年3月28日から2週間

6 終末処理場の位置

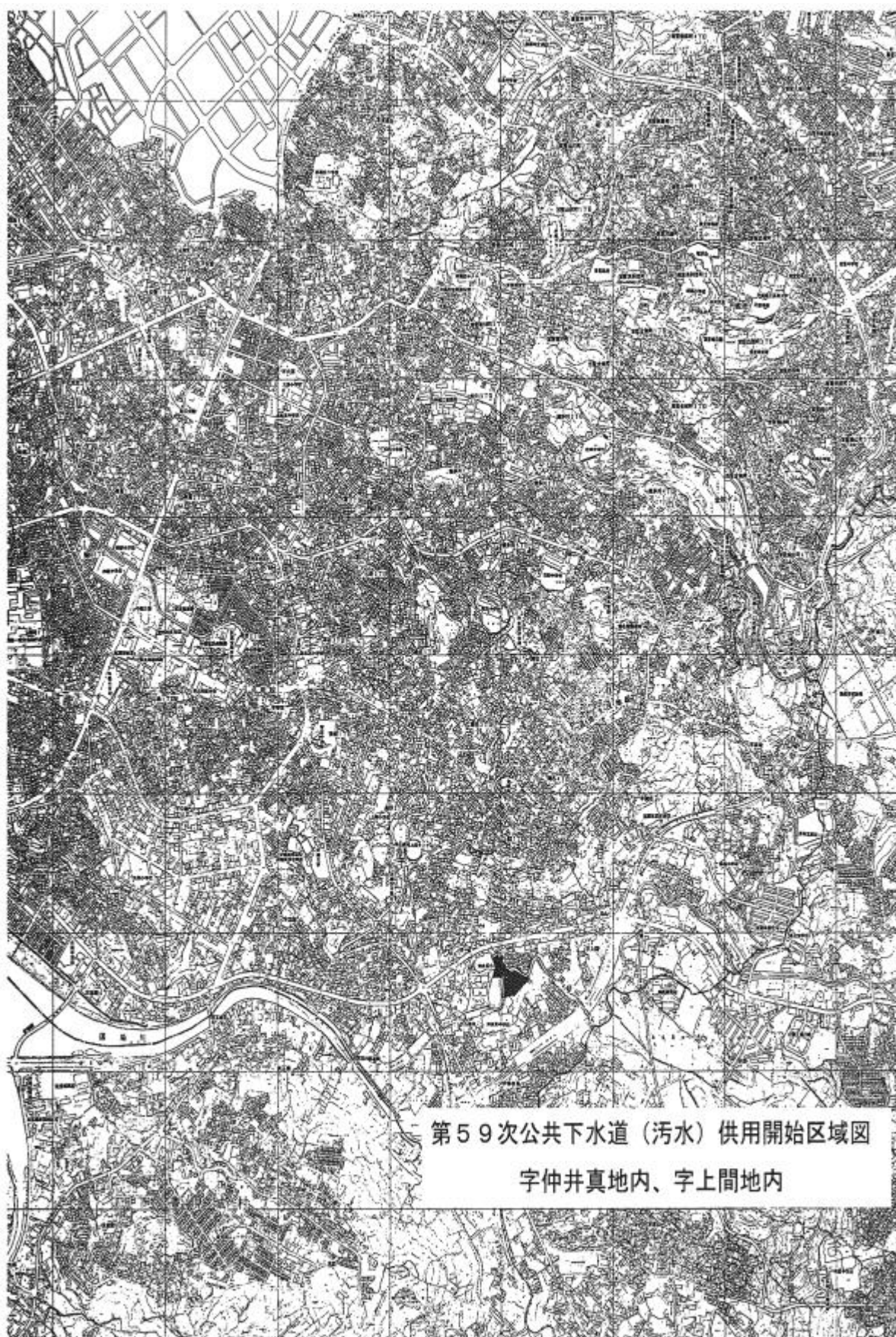
那覇浄化センタ - 那覇市西3 - 10 - 1









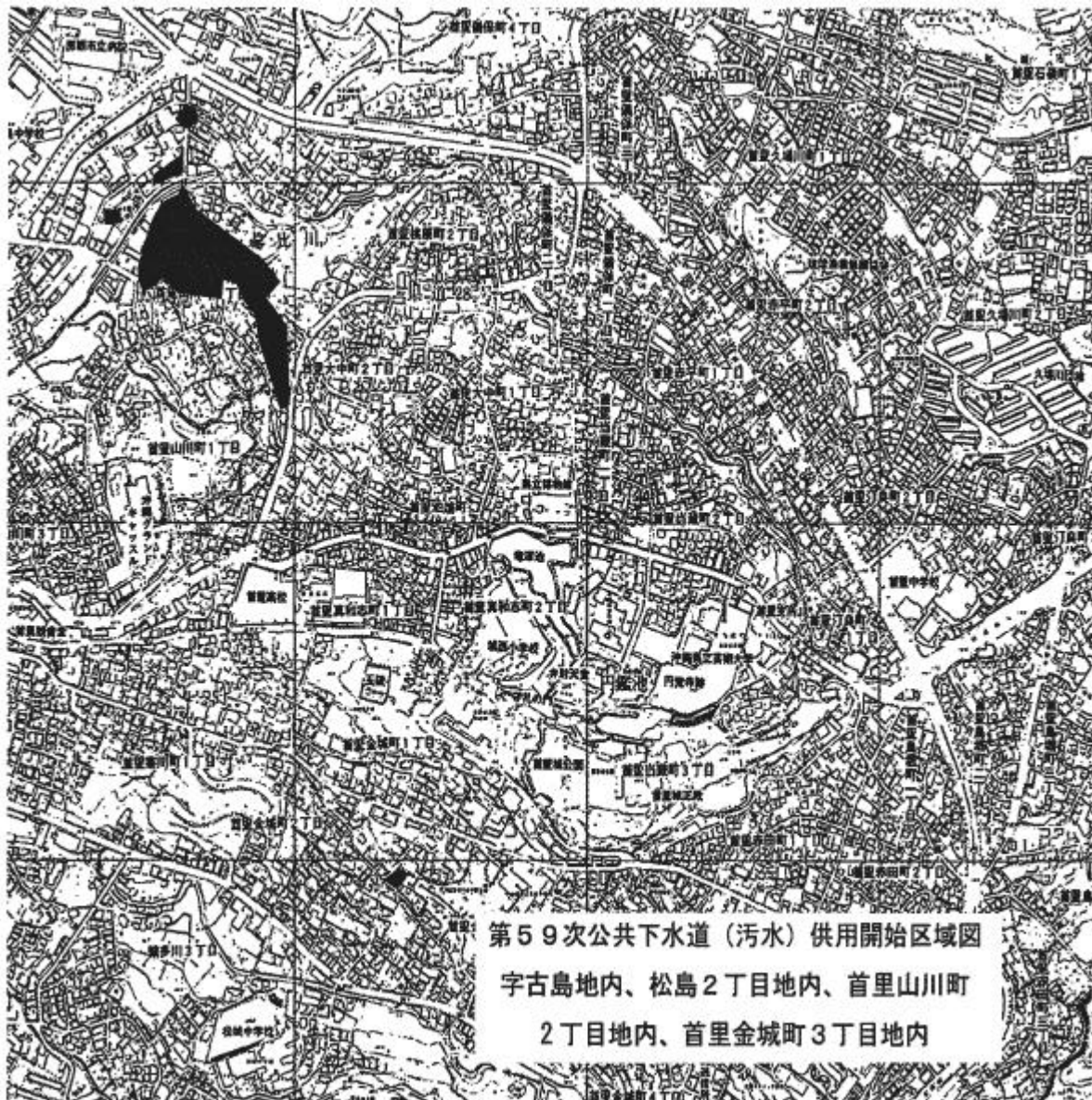


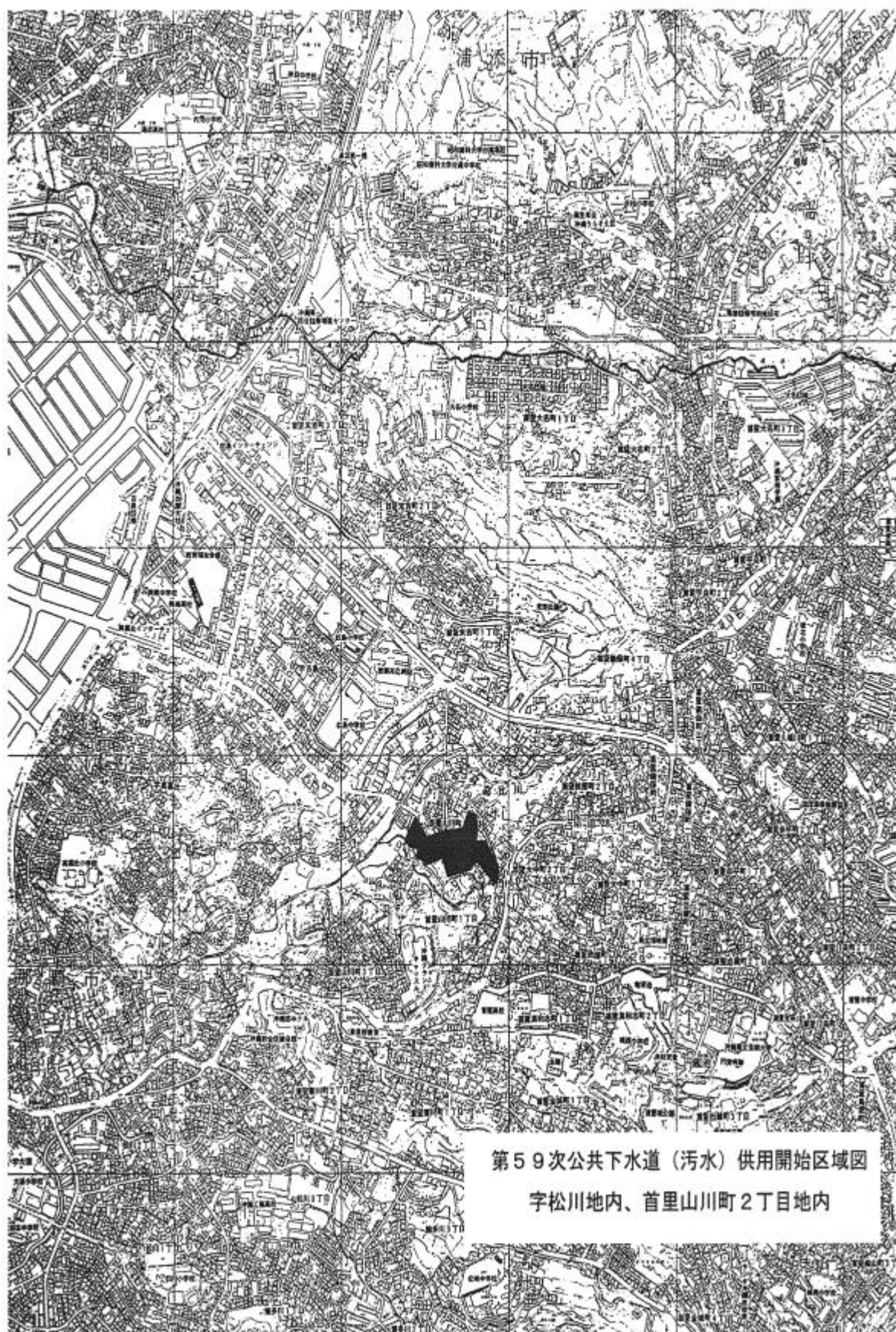




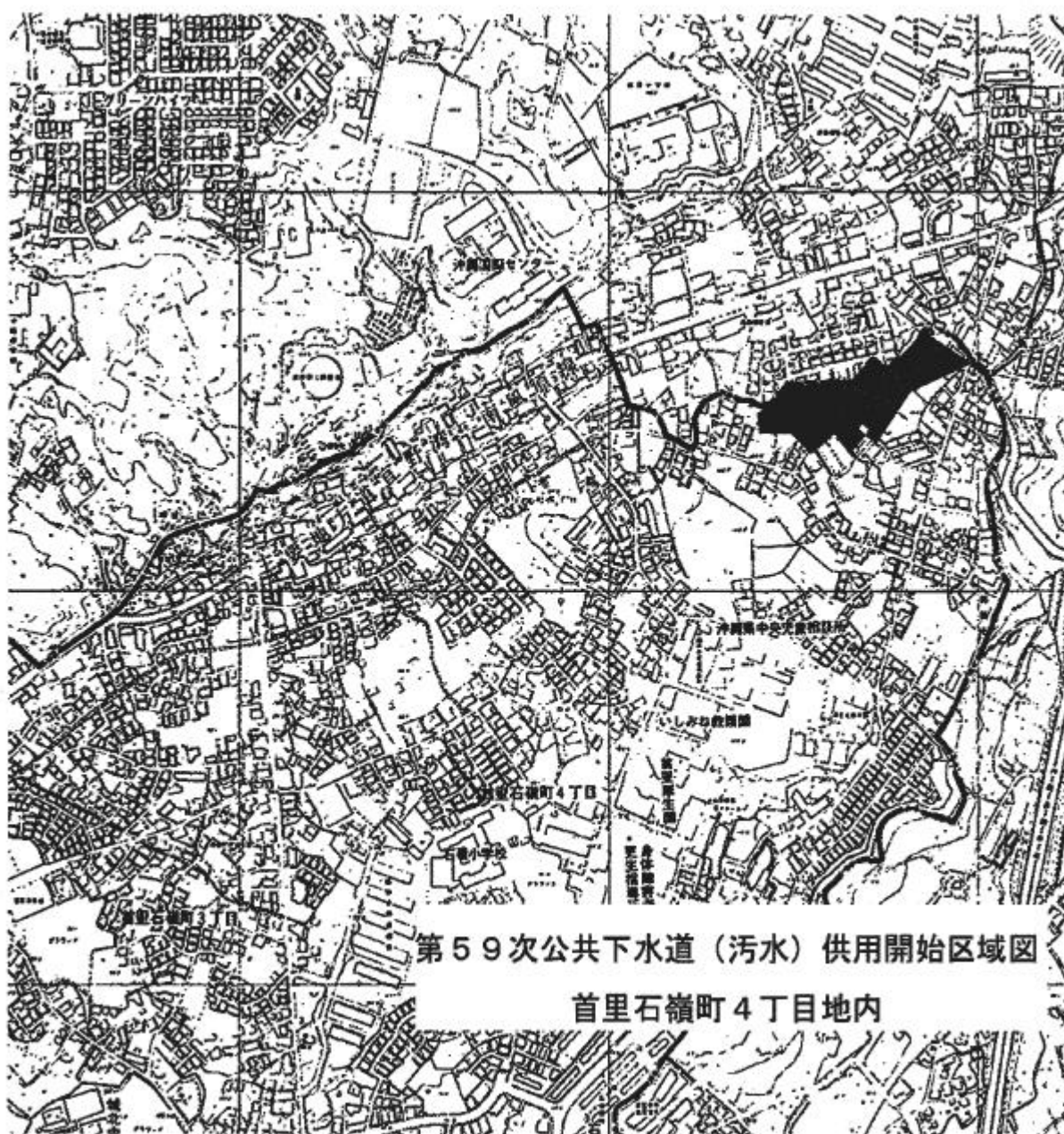
第59次公共下水道（污水）供用開始区域図

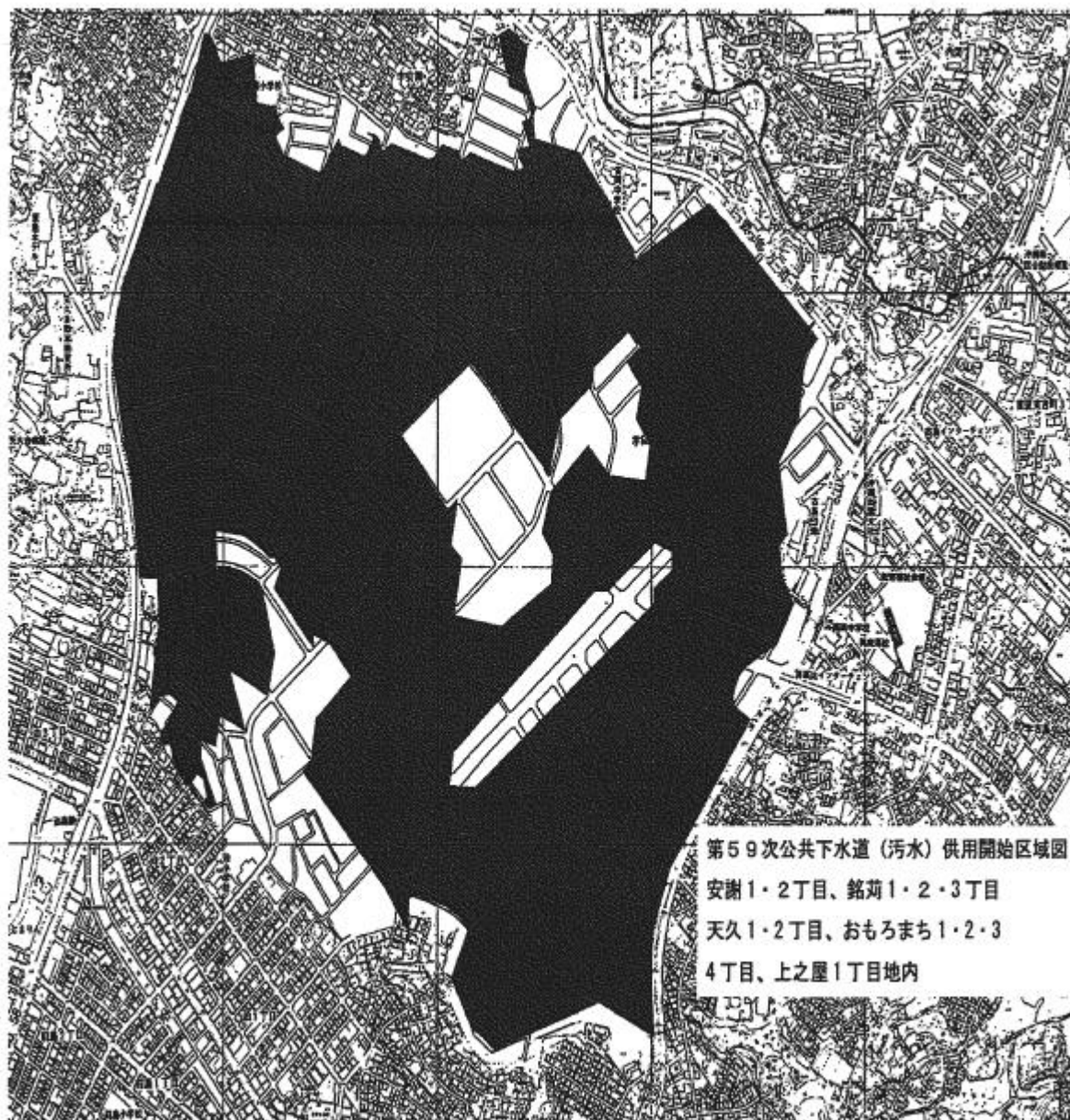
字真嘉比地内、字古島地内、字松川地内











那覇市上下水道局告示第 3 7 号

平成 1 9 年 3 月 3 0 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 1 0 条 1 項の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
3 5 1	株式会社沖縄工設	浦添市 字経塚 6 3 3 番地	大嶺 健	平成 1 9 年 1 月 2 2 日
3 5 2	株式会社鏡原組	那覇市 鏡原町 2 7 番 1 号	新里 英正	平成 1 9 年 1 月 2 2 日
3 5 3	有限会社工コ電水	中頭郡読谷村 字座喜味 3 1 7 9 番地	伊波 治	平成 1 9 年 2 月 6 日
3 5 4	有限会社新垣設備	うるま市 字大田 6 3 2 番地の 1	新垣 壮大	平成 1 9 年 3 月 2 0 日

那覇市上下水道局告示第 1 号

平成 1 9 年 4 月 2 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の更新について

那覇市下水道条例第 1 6 条第 1 項の規定に基づき、継続申請があったので次のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

指定工事店名 別紙のとおり
有効期間 自 平成 1 9 年 4 月 1 日
至 平成 2 4 年 3 月 3 1 日

那覇市排水設備指定工事店継続認定名簿

受付 番号	指定 番号	指 定 店 名	代 表 者	所 在 地	電 話	備 考
1	2	合資会社 明光電気	川村 繁	那覇市壺川1丁目12番地3	833-3068	
2	24	ヤシマ工業株式会社	仲田 一郎	那覇市久米2丁目16番25号	863-2191	
3	74	ナハ通信建設 有限会社	里村 一喜	那覇市首里赤田町3丁目26番地	886-0215	
4	76	有限会社 協伸設備	森田 邦男	宜野湾市赤道2丁目2番5号	892-2295	
5	79	株式会社 太閤建設	浦崎 家三	那覇市おもろまち4丁目20番16号	951-0885	
6	96	南西空調設備株式会社	久高 将英	那覇市銘苅1丁目10番12号	864-1125	
7	106	株式会社 中央設備	知念 栄次	那覇市字古波蔵396番地7	854-1970	
8	121	企投建設株式会社	仲村 哲	那覇市首里崎山町4丁目195番地51	884-7822	
9	129	合資会社 美里工業	美里 安敏	那覇市銘苅1丁目14番16号	863-0756	
10	132	有限会社 トモ設備工業	知花 清吉	那覇市天久2丁目26番7号	951-1288	
11	134	沖縄ナショナル特機株式会社	松田 定友	那覇市西2丁目15番1号	868-0131	
12	165	石橋工業株式会社	長浜 隆夫	那覇市首里山川町2丁目106番地	886-1295	
13	168	株式会社 クリエイト	金城 健児	那覇市牧志1丁目20番19号	863-0085	
14	172	有限会社 春水工業	川上 佐敏	浦添市前田1丁目22番2号	876-3002	
15	173	久建工業株式会社	久米 廣枝	那覇市小禄2丁目6番地11	857-2992	
16	175	有限会社 丸宮産業	宮城 久季	那覇市字古波蔵396番地3	834-8668	
17	177	寿建設株式会社	儀間 清一	豊見城市字名嘉地192番地3	850-6465	
18	178	有限会社 末吉設備	末吉 忠雄	浦添市字前田614番地1	876-5827	
19	179	有限会社 川重建設工業	嘉手川 重弘	那覇市首里大名町2丁目24番地5	884-0320	
20	180	有限会社 當間設備	當間 太郎	那覇市小禄5丁目15番地13	858-8385	
21	181	技研工業株式会社	国仲 昌典	那覇市曙3丁目4番6号	861-2554	
22	182	有限会社 琉設	山川 和男	那覇市字国場410番地1	855-1704	
23	183	琉穂建設工業株式会社	由浅 太	那覇市字国場907番地	834-2082	
24	184	株式会社 栄建	宮城 栄吉	那覇市字仲井真243番地4	835-3296	

25	185	株式会社 沖縄日立	八百 和宏	那覇市おもろまち1丁目3番31号	861-1045	
26	187	サンシステム株式会社	新垣 盛亀	那覇市首里石嶺町4丁目109番地14	885-1120	
27	188	知念設備	知念 喜達	那覇市鏡原町20番1号	857-2083	
28	189	那覇設備	福里 淳	那覇市長田2丁目10番33号	834-0868	
29	190	マルキ産業株式会社	喜屋武 昇	那覇市曙2丁目25番24号	861-1661	
30	192	南建化工株式会社	屋良 朝榮	那覇市宇栄原3丁目34番32号	859-8988	
31	193	株式会社 大国建設工業	玉城 聡	名護市字宇茂佐919番地1	833-1590	
32	195	有限会社 崎浜水道設備	崎濱 秀信	那覇市字大道169番地	887-0126	
33	202	株式会社 石川電設	石川 美保子	那覇市首里山川町2丁目61番地7	885-0377	
34	203	株式会社 東邦	野間 一郎	那覇市港町2丁目16番7号	863-1411	
35	323	東光電気水道工事社	神谷 清一	那覇市識名3丁目4番5号	855-5654	
36	326	仲宗根設備	仲宗根 光吉	西原町字幸地224番地	945-4632	
37	327	有限会社 久工設	知花 賢久	那覇市首里平良町2丁目110番地	887-2184	
38	328	与那嶺設備	與那嶺 勇	南風原町字宮城424番地3	888-1595	
39	329	有限会社 共同工業	新垣 真治	南城市大里字稲嶺792番地2	946-8626	
40	331	有限会社 八正土木開発	船附 吉雄	那覇市字仲井真199番地2	831-7285	
41	332	有限会社 首里土木	高良 忠良	那覇市首里金城町4丁目9番地3	885-4575	
42	333	合資会社 大進工業	宜野座 砂子	那覇市泊1丁目24番地14	867-5862	
43	334	有限会社 大興設備管理	與座 ケイ子	宜野湾市字佐真下54番地	897-5864	
44	335	有限会社 技研管理	宇地原 弘光	南風原町字宮平348番地	889-5239	
45	337	株式会社 光エンジニア	翁長 秀光	那覇市字識名1279番地	832-3245	
46	338	田中工業	伊良部 盛次	那覇市字宇栄原869番地2 C17-406	858-1131	
47	339	有限会社 ライフ工業	大城 正博	浦添市大平1丁目6番5号ウエハラビル302号	875-8555	
48	340	有限会社 三友	崎濱 秀範	那覇市繁多川4丁目15番20号	832-5534	
49	341	沖縄プラント工業株式会社	古謝 好政	浦添市牧港4丁目11番3号	876-2537	
50	343	有限会社 大川電工	大宜見 朝俊	うるま市石川曙3丁目1番33号	964-2169	
51	344	ヒコ設備	金城 晴彦	那覇市字真地375番地1金正マンション202	832-8258	

那覇市上下水道局告示第 2 号

平成 1 9 年 4 月 2 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の取消しについて

那覇市下水道条例第 1 7 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、別紙指定工事店を取消すので告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 松本 親

取消す指定工事店名 別紙のとおり

平成19年度排水設備指定工事店継続申請(更新無し)

受付 番号	指定 番号	指 定 店 名	代 表 者	所 在 地	備 考
1	141	有限会社 城東設備工業	渡久山 朝清	那覇市 首里石嶺町1丁目151番地2	
2	174	株式会社 嶺設備	與那嶺 幸栄	那覇市 字小禄911番地	
3	194	株式会社 図南冷熱	上江洲 宗信	那覇市 久茂地3丁目16番15号	
4	324	有限会社 上成建設	奥原 勇	宜野湾市 我如古3丁目7番8号	
5	325	呉工業	呉屋 秀次	中城村 字久場1919番地3	
6	330	有限会社 花城組	花城 清景	那覇市 松川2丁目11番32号	
7	336	三共企画開発	宮城 栄	豊見城市 字豊見城298番地3	
8	342	美玉住設	玉寄 薫	豊見城市 字我那覇243番地8	

病 院 告 示

那覇市病院告示第 3 号

平成 1 9 年 4 月 2 日

掲 示 済

那覇市立病院医事業務委託に伴う収納事務について

医事業務委託に伴う収納事務について地方公営企業法施行令第 2 6 条の 4 第 1 項により告示する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

- | | |
|-----------------|--|
| 1 委 託 業 務 の 名 称 | 那覇市立病院使用料及び手数料の収納事務 |
| 2 受 託 者 の 住 所 | 東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 9 番地 |
| 3 受 託 者 の 名 称 | 株式会社 ニチイ学館 代表取締役 森 嶺 |
| 4 受 託 期 間 | 自 平成 1 9 年 4 月 1 日
至 平成 2 0 年 3 月 3 1 日 |

那覇市病院告示第 4 号

平成 1 9 年 4 月 2 日

掲 示 済

那覇市立病院医事業務委託に伴う収納事務について

医事業務委託に伴う収納事務について地方公営企業法施行令第 2 6 条の 4 第 1 項により告示する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

- | | |
|-----------------|--|
| 1 委 託 業 務 の 名 称 | 那覇市立病院使用料及び手数料の収納事務 |
| 2 受 託 者 の 住 所 | 沖縄県宜野湾市普天間 1 丁目 10 番 8 号 |
| 3 受 託 者 の 名 称 | 有限会社 ベストコレクト 取締役社長 桃原広明 |
| 4 受 託 期 間 | 自 平成 1 9 年 4 月 1 日
至 平成 2 0 年 3 月 3 1 日 |

那覇市病院告示第 5 号

平成 1 9 年 4 月 2 日

掲 示 済

那覇市立病院医事業務委託に伴う収納事務について

医事業務委託に伴う収納事務について地方公営企業法施行令第 2 6 条の 4 第 1 項により告示する。

那覇市病院事業管理者

市立病院長 與 儀 實 津 夫

- | | |
|-----------------|--|
| 1 委 託 業 務 の 名 称 | 那覇市立病院使用料及び手数料の収納事務 |
| 2 受 託 者 の 住 所 | 沖縄県那覇市西1丁目 1 9 番 7 号 |
| 3 受 託 者 の 名 称 | 株式会社 沖縄県債権回収サ - ビス |
| 4 受 託 期 間 | 自 平成 1 9 年 4 月 1 日
至 平成 2 0 年 3 月 3 1 日 |

教育委員会規則

那覇市教育委員会規則第 5 号

平成 1 9 年 3 月 2 9 日

公 布 済

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則(平成19年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(専決) 第5条 教育長は、第2条に規定するもののうち、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) [略] (2) 県費負担教職員のうち校長及び教頭を除く職員の任免その他の進退(分限及び懲戒を除く。)について内申すること。 2 教育長は、前項の規定により次に掲げる事項を専決したときは、これを次の会議に報告しなければならない。 (1) 前項第1号に規定するもののうち、採用及び免職に係るもの。 (2) 前項第2号に規定するもののうち、任免(臨時職員及び非常勤職員の任免に係るものを除く。)に係るもの。	(専決) 第5条 教育長又は教育長が指定する職員は、第2条に規定するもののうち、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 法令及び条例(以下「法令等」という。)の改廃に伴い当然必要な当該法令等の題名、引用条項若しくは字句等の整備を内容とする教育委員会の規則又は訓令の改正を行うこと。 (2) [略] (3) 県費負担教職員の任免(校長及び教頭の任免を除く。)及びその他の進退(分限及び懲戒を除く。)について内申すること。 2 [略] (1) 前項第2号に規定するもののうち、採用及び免職に係るもの。 (2) 前項第3号に規定するもののうち、任免(臨時職員及び非常勤職員の任免に係るものを除く。)に係るもの。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 6 号

平 成 1 9 年 3 月 2 9 日

公 布 済

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市教育委員会の組織等に関する規則(平成15年那覇市教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(部、課等の設置) 第5条 事務局に置く部、<u>課及び室</u>は次の表のとおりとする。 [表 別記] (分掌事務) 第6条 <u>課及び室</u>の分掌事務は、別表第1のとおりとする。 (臨時等組織) 第7条 教育長は、臨時又は特別の事務事業に関し、第5条に定める組織により処理することが適当でないと認めるものについては、同条の規定にかかわらず必要な組織(<u>対策本部、事務局、室、委員会等</u>)を設け、職員を指定し、事務事業を処理させることができる。 (教育機関の所管) 第8条 教育委員会の所管に属する教育機関の種類<u>及び所管する部、課等</u>は、次の表のとおりとする。 [表 別記] (公の施設の所管) 第9条 教育委員会の所管に属する公の施設<u>及び所管する部、課等</u>は、次の表のとおりとする。 [表 別記] (附属機関) 第12条 教育委員会の所管に属する附属機関(市長の<u>事務</u>に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)に基づき補助執行するものを含む。)の名称及び庶務担当課等は、次の表のとおりとする。 [表 別記]	(部、課等の設置) 第5条 事務局に置く部<u>及び課</u>(<u>室を含む。以下同じ。</u>)は次の表のとおりとする。 [表 別記] (分掌事務) 第6条 <u>課</u>の分掌事務は、別表第1のとおりとする。 (臨時等組織) 第7条 教育長は、臨時又は特別の事務事業に関し、第5条に定める組織により処理することが適当でないと認めるものについては、同条の規定にかかわらず必要な組織を設け、職員を指定し、事務事業を処理させることができる。 (教育機関の所管) 第8条 教育委員会の所管に属する教育機関の種類<u>並びに所管する部及び課</u>は、次の表のとおりとする。 [表 別記] (公の施設の所管) 第9条 教育委員会の所管に属する公の施設<u>並びに所管する部及び課</u>は、次の表のとおりとする。 [表 別記] (附属機関) 第12条 教育委員会の所管に属する附属機関(市長の<u>権限</u>に属する事務の補助執行に関する規則(昭和59年那覇市規則第3号)に基づき補助執行するものを含む。)の名称及び庶務担当課等は、次の表のとおりとする。 [表 別記]

第3章 職

第1節 事務局に置く職及び職務

(職の設置及び職務)

第15条 事務局の組織に置く職及びその職務は、次の表のとおりとする。

[表 別記]

- 2 前項に定めるもののほか、事務局に必要なに応じて置く職及びその職務は、次の表のとおりとする。

[表 別記]

(主幹等の所掌事務)

第16条 主幹若しくは技幹の所管する事務は、課の所掌する事務のうちから部長が定める。

- 2 主査若しくは技査の所管する事務及び職員の分担する事務は、課の所掌する事務のうちから課長が定める。

第2節 教育機関に置く職及び職務

(職の設置及び職務)

第17条 教育機関に置く職及びその職務は、次の表のとおりとする。

[表 別記]

- 2 前項に定めるもののほか、教育機関に必要なに応じて置く職及びその職務は、次の表のとおりとする。

[表 別記]

(主査等の所掌事務)

第18条 教育機関に置かれる主査若しくは技査の所管する事務及び職員の分担する事務

第3章 [略]

第1節 事務局に置く職

(職の設置)

第15条 事務局の組織に置く職は、部長、副部長、課長、室長、指導主事及び社会教育主事とする。

- 2 前項に定めるもののほか、事務局に必要なに応じて置く職は、参事監、参事、担当副参事、副参事、主幹、主査、専門員主査、主任主事、主任技師、主任教育相談員、主任専門員、主任栄養士、主事、技師、教育相談員、専門員及び栄養士とする。

(担当副参事等の所掌事務)

第16条 担当副参事及び副参事の所管する事務は、部の所掌する事務のうちから部長が定める。

- 2 主幹及び主査の所管する事務並びに職員の分担する事務は、課の所掌する事務のうちから課の長が定める。

第2節 教育機関に置く職

(職の設置)

第17条 教育機関に置く職は、各教育機関に応じ、次の表のとおりとする。

[表 別記]

- 2 前項に定めるもののほか、教育機関に必要なに応じて置く職は、主幹、主査、指導主事、副所長、学芸員主査、調理主査、主任調理員、主任運転手、主任主事、主任技師、主任公民館主事、司書、主任学芸員、主任栄養士、主事、技師、学芸員、栄養士、調理員及び運転手とする。

(主幹等の所掌事務)

第18条 教育機関に置かれる主幹及び主査の所管する事務並びに職員の分担する事務

は、その教育機関の所掌する事務のうちから教育機関の長が定める。 <u>第3節 職名及び職位</u> (職名及び職位) 第19条 那覇市職員定数条例(昭和47年那覇市条例第74号)第2条第5号及び第6号に定める教育委員会の職員の職名及びその職位は、次の表のとおりとする。 [表 別記] 2 部、課、<u>室</u>、所及び館(以下「部等」という。)の長並びに職制上これに準ずるものと定められた職を命ぜられた<u>吏員</u>については、その部等の名称を職名に冠するものとする。 (法令に基づく職名の併用) 第20条 職員の職名に関し、法令その他特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、<u>前条</u>に定める職名のほか、別の職名を用い、又は併せて用いることができる。 (委任) 第21条 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]	は、その教育機関の所掌する事務のうちから教育機関の長が定める。 <u>第3節 職名、職位及び職務</u> (職名及び職位) 第19条 [略] [表 別記] 2 部、課、所及び館(以下「部等」という。)の長並びに職制上これに準ずるものと定められた職を命ぜられた<u>職員</u>については、その部等の名称を職名に冠するものとする。 (職務) <u>第20条 前条に掲げる職名の職務は、次の表のとおりとする。ただし、主任教諭及び教諭については、別の定めによるものとする。</u> [表 別記] (法令に基づく職名の併用) 第21条 職員の職名に関し、法令その他特別の定めがあるもので、特に必要があると認められるものについては、<u>第19条</u>に定める職名のほか、別の職名を用い、又は併せて用いることができる。 (委任) 第22条 [略] [別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正前の欄中の表(以下「改正表」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の表(以下「改正後表」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合については、当該改正表の全部を当該改正後表に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。	

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">5 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。6 改正表の表示に対応する改正後の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正表を削る。7 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。8 改正後表の表示に対応する改正前の欄中に当該表の表示がない場合は、当該改正後表を加える。 |
|--|

付 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 那覇市青少年センター設置条例施行規則(昭和52年那覇市教育委員会規則第9号)は、廃止する。

[改正前 別記]

[第5条の表]

部	課及び室	室
生涯学習部	総務課	
	生涯学習課	健全育成室
	市民スポーツ課	
	文化財課	
	施設管理課	
学校教育部	学校教育課	
	やる気・元気サポート室	
	学務課	
	学校給食室	

[改正後 別記]

[第5条の表]

部	課
生涯学習部	総務課
	生涯学習課
	市民スポーツ課
	文化財課
	施設管理課
学校教育部	学校教育課
	総合青少年課
	学務課
	学校給食室

[改正前 別記]

[第8条の表]

教育機関の種類	所管する部、課等	
	部	課及び室
[略]		
教育研究所	学校教育部	学校教育課
青少年センター		やる気・元気サポート室
学校給食センター		学校給食室

[改正後 別記]

[第8条の表]

教育機関の種類	所管する部及び課	
	部	課
[略]		
教育研究所	学校教育部	学校教育課
学校給食センター		学校給食室

[改正前 別記]

[第9条の表]

公の施設の名称	所管する部、課等	
	部	課及び室
<u>那覇市立森の家みんな</u>	生涯学習部	<u>生涯学習課</u>
那覇市民体育館		市民スポーツ課
[略]		文化財課
識名園		

[改正後 別記]

[第9条の表]

公の施設の名称	所管する部及び課	
	部	課
那覇市民体育館	生涯学習部	市民スポーツ課
[略]		文化財課
識名園		
<u>那覇市立森の家みんな</u>	<u>学校教育部</u>	<u>総合青少年課</u>

[改正前 別記]

[第12条の表]

附属機関の名称	庶務担当課
[略]	[略]
	生涯学習課
社会教育委員	
那覇市青少年問題協議会	
那覇市スポーツ振興審議会	市民スポーツ課
[略]	[略]
	学校教育課
那覇市立学校結核対策委員会	
那覇市立教育研究所運営審議会	教育研究所

[改正後 別記]

[第12条の表]

附属機関の名称	庶務担当課等
[略]	[略]
	生涯学習課
社会教育委員	
那覇市スポーツ振興審議会	市民スポーツ課
[略]	学校教育課
那覇市立学校結核対策委員会	
那覇市青少年問題協議会	総合青少年課
那覇市立教育研究所運営審議会	教育研究所

[改正前 別記]

[第15条第1項の表]

組織	職	職務
部	部長	教育長の命を受けて部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	副部長	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
課又は室	課長又は室長	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	指導主事	上司の命を受けて学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
	社会教育主事	上司の命を受けて社会教育に関する専門的技術的な助言を行うとともに、その他の社会教育に関する事務に従事する。
室	室長	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

[改正前 別記]

[第15条第2項の表]

組織	職	職務
部	参事	教育長の命を受けて所管の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。
	副参事	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。
課又は室	主幹 技幹	
	主査 技査 主任専門員	
	栄養士	上司の命を受けて学校給食に関する指導及び事務等に従事する。
	教育相談員 主任主事 主任技師 主事 技師 専門員	上司の命を受けて担当事務に従事する。

[改正前 別記]

[第17条第1項の表]

教育機関の種類	職	職務
公民館	館長	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
図書館	館長	
	分館長	
青少年センター	所長	
博物館	館長	上司の命を受けて博物館の専門的業務等に従事する。
	学芸員	
教育研究所	所長	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
学校給食センター	所長	

[改正後 別記]

[第17条第1項の表]

教育機関の種類	職
公民館	館長
図書館	館長
	分館長
博物館	館長
	学芸員
教育研究所	所長
学校給食センター	所長

[改正前 別記]

[第17条第2項の表]

教育機関の種類	職	職務
公民館	主査	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、その職務に従事する職員を指揮監督する。
	公民館主事	上司の命を受けて担当事務に従事する。
図書館	主査 技査	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、その職務に従事する職員を指揮監督する。
	司書	上司の命を受けて図書館の専門的事項等に従事する。
	主任主事 主事	上司の命を受けて担当事務に従事する。
	主任運転手 運転手	上司の命を受けて車両の取扱い、物資の運搬及び調理等に従事する。
青少年センター	指導主事	上司の命を受けて調査研究及び指導業務に従事する。
	主査	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	教育相談員	上司の命を受けて青少年相談業務等に従事する。
	主任主事 主事	上司の命を受けて担当事務に従事する。
博物館	主任学芸員 主査	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	主任主事 主事	上司の命を受けて担当事務に従事する。
教育研究所	指導主事	上司の命を受けて調査研究及び指導業務に従事する。
	主査	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	主任主事 主事	上司の命を受けて担当事務に従事する。
学校給食センター	副所長	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
	調理技査	上司の命を受けて調理、運搬等の事務を掌理し、所属職員

主任調理員	を指揮監督する。
主任主事 主事	上司の命を受けて担任事務に従事する。
栄養士	上司の命を受けて献立の作成及び栄養に関する業務等に従事する。
調理員	上司の命を受け上て調理、運搬等に従事する。
主任運転手 運転手	上司の命を受けて車両の取扱い、物資の運搬及び調理等に従事する。

[改正前 別記]

[第19条の表]

区分	職位				
	部長相当	副部長相当	課長相当	主査相当	主任主事及び主事相当
事務吏員の職名	部長 参事	副部長 副参事	課長 室長（やる気・元気サポート室及び学校給食室の室長） 所長 館長（中央公民館、図書館及び博物館の館長） 主幹	主査 室長（健全育成室の室長） 副所長 館長（中央公民館を除く公民館の館長） 分館長 指導主事 社会教育主事 主任教諭 主任学芸員 主任専門員	主任主事 主事 教育相談員 教諭 司書 学芸員 公民館主事 専門員 用務員
技術吏員の職名	部長	副部長	課長 技幹	技査 調理技査	主任技師 技師 主任調理員 調理員 主任運転手 運転手 栄養士

[改正後 別記]

[第19条の表]

職位	職名
部長級	部長 参事監
副部長級	副部長 参事
課長級	課長 室長 所長 館長（公民館は中央公民館の館長に限る。） 担当副参事 副参事
主幹級	主幹
主査級	主査 副所長 館長（中央公民館を除く公民館の館長をいう。） 分館長 指導主事 社会教育主事 主任教諭 学芸員主査 専門員主査 調理主査
主任級	主任主事 主任技師 主任公民館主事 主任教育相談員 教諭 司書 主任学芸員 主任専門員 主任栄養士 主任調理員 主任運転手
主事級	主事 技師 公民館主事 教育相談員 教諭 司書 学芸員 専門員 栄養士 調理員 運転手 用務員

[改正後 別記]

[第20条の表]

職名	職務
部長	教育長の命を受けて部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
参事監	教育長の命を受けて所管の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。
副部長	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
参事	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。
課長 室長 所長 館長(公民館は中央公民館の館長に限る。)	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
担当副参事 副参事	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、その事務に従事する職員を指揮監督する。
主幹	
主査 学芸員 主査 専門員 主査	
副所長 館長 (中央公民館を除く公民館の館長をいう。) 分館長	上司の命を受けて所管の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
指導主事	上司の命を受けて学校における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
社会教育主事	上司の命を受けて社会教育に関する専門的技術的な助言を行うとともに、その他の社会教育に関する事務に従事する。
調理主査	上司の命を受けて調理、運搬等の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
主任調理員	
主任運転手	上司の命を受けて車両の取扱い、物資の運搬及び調理等に従事する。
主任主事 主任 技師 主任公民 館主事 主任専 門員 公民館主 事 専門員	上司の命を受けて担当事務に従事する。
主任教育相談員 主任学芸員 司	上司の命を受けて専門的事項等に従事する。

書 教育相談員 学芸員	
主任栄養士 栄養士	上司の命を受けて献立の作成及び栄養に関する業務等に従事する。
主事 技師 用 務員	上司の命を受けて担回事務に従事する。
調理員	上司の命を受けて調理、運搬等に従事する。
運転手	上司の命を受けて車両の取扱い、物資の運搬及び調理等に従事する。

[改正前 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
[略]	
生涯学習課	1～16 [略] 17 <u>青少年問題及び青少年の健全育成に関する企画、調査及び研究に 関すること。</u> 18 <u>青少年施設の設置、管理及び廃止に関すること。</u> 19 <u>青少年関係団体等との連絡調整に関すること。</u> 20 <u>青少年団体の育成及び指導助言に関すること。</u> 21 <u>青少年問題協議会に関すること。</u> 22 <u>所管する教育機関の指導助言及び総合調整に関すること。</u> 23 <u>所管する公の施設等の管理運営に関すること。</u> 24 <u>課内庶務に関すること。</u>
[略]	

備考 [略]

学校教育部に関する事項

課及び室	分掌事務
学校教育課	[略]
<u>やる気・元気サ ポート室</u>	1 <u>不登校対策に関する企画、調査及び研究に関すること。</u> 2 <u>不登校への対応に関する学校への指導及び助言並びに支援に関す ること。</u> 3 <u>きら星学級(適応指導教室をいう。)に関すること。</u> 4 <u>児童生徒の問題行動に関すること。</u> 5 <u>所管する教育機関の指導助言及び総合調整に関すること。</u> 6 <u>室内庶務に関すること。</u>
学務課	[略]
[略]	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第6条関係)

事務局の事務分掌

生涯学習部に関する事項

課	分掌事務
[略]	
生涯学習課	1～16 [略] 17 所管する教育機関の指導助言及び総合調整に関すること。 18 課内庶務に関すること。
[略]	

備考 [略]

学校教育部に関する事項

課	分掌事務
学校教育課	[略]
総合青少年課	1 青少年問題及び青少年の健全育成並びに不登校対策に関する企画、調査及び研究に関すること。 2 不登校への対応に係る学校への指導及び助言並びに支援に関すること。 3 適応指導教室に関すること。 4 児童生徒の問題行動に関すること。 5 青少年施設の設置、管理及び廃止に関すること。 6 青少年関係団体等との連絡調整に関すること。 7 青少年団体の育成及び指導助言に関すること。 8 青少年問題協議会に関すること。 9 青少年に対する街頭指導に関すること。 10 青少年に対する継続指導に関すること。 11 青少年に関する相談に関すること。 12 その他教育相談(メンタルヘルスを含む。)等に関すること。 13 課内庶務に関すること。
学務課	[略]
[略]	

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第11条関係)

教育機関の事務分掌

教育機関の名称	分掌事務
[略]	
久茂地図書館 小禄南図書館 首里図書館 若狭図書館 石嶺図書館 繁多川図書館	[略]
青少年センター	<u>1 青少年に対する街頭指導に関すること。</u> <u>2 青少年に対する継続指導に関すること。</u> <u>3 青少年に関する相談に関すること。</u> <u>4 その他教育相談(メンタルヘルスを含む。)等に関すること。</u> <u>5 あけもどろ学級(適応指導教室をいう。)に関すること。</u> <u>6 その他青少年センターの設置目的を達成するために必要な事業に関すること。</u> <u>7 所内庶務に関すること。</u>
壺屋焼物博物館	[略]
[略]	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第11条関係)

教育機関の事務分掌

教育機関の名称	分掌事務
[略]	
久茂地図書館 小禄南図書館 首里図書館 若狭図書館 石嶺図書館 繁多川図書館	[略]
壺屋焼物博物館	[略]
[略]	

備考 [略]

那覇市教育委員会規則第7号

平成 1 9 年 3 月 2 9 日

公 布 済

那覇市青少年指導員に関する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

那覇市青少年指導員に関する規則**(目的)**

第1条 この規則は、青少年の非行防止及び青少年を取り巻く環境の浄化活動を推進する青少年指導員に関し必要な事項を定め、もって青少年の健全育成を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 本市に青少年指導員(以下「指導員」という。)を置く。その定数は102人以内とし、現に委嘱する指導員の数は教育長が別に定める。

2 指導員は、非常勤とする。

(職務)

第3条 指導員は、次に掲げる職務を行なうものとする。

- (1) 青少年に対する街頭指導
- (2) 青少年に関する相談及び支援
- (3) 青少年に関する情報提供及び関係機関との連携
- (4) 青少年の健全育成のための啓蒙活動
- (5) 青少年の健全育成のための環境浄化活動

(委嘱)

第4条 指導員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 青少年の保護育成に関係ある機関及び団体の職員
- (2) 青少年問題に理解と識見を有する者

(任期)

第5条 指導員の任期は、2年とする。ただし、欠員を補充するために委嘱される指導員の任期は、現に委嘱されている指導員の任期満了の日までとする。

2 教育長は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があるときは、その任期中においても指導員を解嘱することができる。

3 指導員は、再任されることができる。

(服務)

第6条 指導員は、青少年の人格を尊重し、理解をもって青少年に接しなければなら

ない。

- 2 指導員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。
- 3 指導員は、その職務を遂行するに当たって、法令、条例、教育委員会の定める規則及び規程に従わなければならない。
- 4 指導員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。
- 5 指導員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 6 指導員は、職務中は身分証明書を携帯し、必要があるときは関係者に提示しなければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の那覇市青少年センター設置条例施行規則(昭和52年那覇市教育委員会規則第9号)第5条の規定により委嘱された青少年指導員は、当該青少年指導員の任期の満了する日までの間は、この規則の規定により委嘱された指導員とみなす。

那覇市教育委員会規則第 8 号

平成 1 9 年 3 月 2 9 日

公 布 済

那覇市教育委員会防火管理規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

那覇市教育委員会防火管理規則等の一部を改正する規則

(那覇市教育委員会防火管理規則の一部改正)

第1条 那覇市教育委員会防火管理規則(昭和51年那覇市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(字句の技術的読替) 第3条 前条の規定を適用する場合においては、同規則中次の表の左欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 [表 別記]	(字句の技術的読替) 第3条 [略] [表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

[改正前 別記]

[第3条の表]

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		
第4条第2項	総務部担当の <u>助役</u>	[略]
	他の <u>助役</u>	[略]
	[略]	

[改正後 別記]

[第3条の表]

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		
第4条第2項	総務部担当の <u>副市長</u>	[略]
	他の <u>副市長</u>	[略]
	[略]	

(那覇市就学指導委員会規則の一部改正)

第2条 那覇市就学指導委員会規則(昭和52年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(組織)	(組織)

第3条 [略] 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。 (1)～(3) [略] (4) <u>那覇市青少年センター職員</u> (5)～(6) [略]	第3条 [略] 2 [略] (1)～(3) [略] (4) <u>総合青少年課職員</u> (5)～(6) [略]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市教育委員会公印規則の一部改正)

第3条 那覇市教育委員会公印規則(平成10年那覇市教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 1 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 2 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第4条関係)

ひな形	寸法(ミリメートル)	用途	管守者	保管場所
[略]				
那 覇 市 立 視 聴 覚 ライブラリー印	[略]			
<u>那 覇 市</u> <u>青 少 年</u> <u>セ ン タ ー 印</u>	方21	<u>青少年センター名をもつてする文書</u>	所長	<u>青少年センター</u>
<u>那 覇 市 青 少</u> <u>年 セ ン タ ー</u> <u>所 長 印</u>	方21	<u>所長名をもつてする文書</u>	所長	<u>青少年センター</u>

那 覇 市 立 壺 屋 焼 物 博 物 館 印	[略]
[略]	
那 覇 市 教 育 委 員 会 教 育 長 印 <u>こどもみらい局用</u>	[略]

[改正後 別記]

別表(第4条関係)

ひな形	寸法(ミリメートル)	用途	管守者	保管場所
[略]				
那 覇 市 立 視 聴 覚 ライブラリー印	[略]			
那 覇 市 立 壺 屋 焼 物 博 物 館 印	[略]			
[略]				
那 覇 市 教 育 委 員 会 教 育 長 印 こどもみらい部用	[略]			

(那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部改正)

第4条 那覇市教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成18年那覇市教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(補助執行) 第3条 [略] 2～3 [略] 4 前項の規定により決裁できない事務については、那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の規定を準用する。この場合において、「教育長」とあるのは「<u>助役</u>」と、「<u>部長</u>」とあるのは「<u>部長又は局長</u>」と読み替えるものとする。 別表第1(第3条関係) [表 略] 備考 1 第7号に規定する職員の任免については、<u>助役</u>が専決することができるものとする。 2 [略] [別表第3 別記]	(補助執行) 第3条 [略] 2～3 [略] 4 前項の規定により決裁できない事務については、那覇市教育委員会教育長事務決裁規程(平成3年那覇市教育委員会教育長訓令第1号)の規定を準用する。この場合において、「教育長」とあるのは「<u>副市長</u>」と読み替えるものとする。 別表第1(第3条関係) [表 略] 備考 1 第7号に規定する職員の任免については、<u>副市長</u>が専決することができるものとする。 2 [略] [別表第3 別記]
備考 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表第3(第3条関係)

補助執行をする場合における事務の決裁

事項		決裁者
幼稚園の教育上の指導及び助言の実施に関すること。	重要	<u>局長</u>
	[略]	
[略]		
幼稚園教諭の研修に関すること。	重要	<u>局長</u>
	[略]	
[略]		
幼稚園の保健及び衛生に係る事項の処理に関すること。	重要	<u>局長</u>
	[略]	

日本体育・学校健康センターに係る事項の処理に関すること。	重要	局長
	[略]	
[略]		

[改正後 別記]

別表第3(第3条関係)

補助執行をする場合における事務の決裁

事項		決裁者
幼稚園の教育上の指導及び助言の実施に関すること。	重要	<u>部長</u>
	[略]	
[略]		
幼稚園教諭の研修に関すること。	重要	<u>部長</u>
	[略]	
[略]		
幼稚園の保健及び衛生に係る事項の処理に関すること。	重要	<u>部長</u>
	[略]	
日本体育・学校健康センターに係る事項の処理に関すること。	重要	<u>部長</u>
	[略]	
[略]		

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会規則第 9 号

平成 1 9 年 3 月 2 9 日

公 布 済

那覇市立幼稚園管理運営規則及び那覇市教育委員会の教育行政運営ビジョンの策定等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

那覇市立幼稚園管理運営規則及び那覇市教育委員会の教育行政運営ビジョンの策定等に関する規則の一部を改正する規則

(那覇市立幼稚園管理運営規則の一部改正)

第1条 那覇市立幼稚園管理運営規則(昭和61年那覇市教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、教育基本法(昭和22年法律第25号)の精神に則り、幼稚園教育を民主的かつ能率的に推進することを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項の規定に基づき那覇市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の管理運営に関し基本的な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、教育基本法(平成18年法律第120号)の精神に則り、幼稚園教育を民主的かつ能率的に推進することを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第33条第1項の規定に基づき那覇市立幼稚園(以下「幼稚園」という。)の管理運営に関し基本的な事項を定めるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市教育委員会の教育行政運営ビジョンの策定等に関する規則の一部改正)

第2条 那覇市教育委員会の教育行政運営ビジョンの策定等に関する規則(平成14年那覇市教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、教育基本法(昭和22年法律第25号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条の規定及び那覇市教育委員会に対する事務委任規則(昭和52年那覇市規則第46号)に基づく、教育委員会権限に関する事務について、那覇市教育委員会の目指す教育行政の運営ビジョン(以下「教育行政運営ビジョン」という。)の策定及び実現に関し必要な事項を定めるものとする。 (事務) 第6条 この規則に関する事務は、総務課企画	(趣旨) 第1条 この規則は、教育基本法(平成18年法律第120号)、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「法」という。)第23条の規定及び那覇市教育委員会に対する事務委任規則(昭和52年那覇市規則第46号)に基づく、教育委員会権限に関する事務について、那覇市教育委員会の目指す教育行政の運営ビジョン(以下「教育行政運営ビジョン」という。)の策定及び実現に関し必要な事項を定めるものとする。 (事務) 第6条 この規則に関する事務は、総務課にお

財務班において処理するものとする。	いて処理するものとする。
備考	
1 第1条の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	
2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第3号

平成 1 9 年 3 月 2 9 日

施 行 済

那覇市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

那覇市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程の一部を改正する訓令

那覇市立学校職員に係る教職員評価システム苦情対応規程(平成19年那覇市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(苦情審査会) 第4条 [略] 2 審査会の委員は、学校教育部長、学校教育部副部長、学校教育課長、<u>学校教育課の指導担当主幹、学校教育課の企画担当主幹、やる気・元気サポート室長及び教育研究所長</u>で構成する。 3～5 [略]	(苦情審査会) 第4条 [略] 2 審査会の委員は、学校教育部長、学校教育部副部長、学校教育課長、<u>総合青少年課長、教育研究所長及び学校教育課の副参事(教職員人事担当の副参事を除く副参事をいう。)</u>で構成する。 3～5 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

那覇市教育委員会訓令第 4 号

平成 1 9 年 3 月 2 9 日

施 行 済

那覇市教育委員会人事評価規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長 仲村渠良雄

那覇市教育委員会人事評価規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会人事評価規程(平成18年那覇市教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																											
(被評価者及び評価者) 第5条 人事評価の評価者は、第一次評価者及び第二次評価者とし、被評価者の職位に応じ、それぞれ次の表のとおりとする。ただし、教育長が必要と認める場合は、別に評価者を指定することができる。 <table><tr><th>被評価者</th><th>第一次評価者</th><th>第二次評価者</th></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>主査級</td><td>課長級</td><td>副部長級</td></tr><tr><td>課長級</td><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	被評価者	第一次評価者	第二次評価者	[略]			主査級	課長級	副部長級	課長級	[略]		(被評価者及び評価者) 第5条 [略] <table><tr><th>被評価者</th><th>第一次評価者</th><th>第二次評価者</th></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td>主査級</td><td>主幹級</td><td>課長級</td></tr><tr><td>主幹級</td><td>課長級</td><td>副部長級</td></tr><tr><td>課長級</td><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	被評価者	第一次評価者	第二次評価者	[略]			主査級	主幹級	課長級	主幹級	課長級	副部長級	課長級	[略]	
被評価者	第一次評価者	第二次評価者																										
[略]																												
主査級	課長級	副部長級																										
課長級	[略]																											
被評価者	第一次評価者	第二次評価者																										
[略]																												
主査級	主幹級	課長級																										
主幹級	課長級	副部長級																										
課長級	[略]																											
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。																												

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第1号

平成 1 9 年 4 月 1 日

掲 示 済

那覇市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会

委員長 瀬 良 垣 武 安

那覇市選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

那覇市選挙管理委員会規程（昭和47年那覇市選挙管理委員会告示第38号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(職名等) 第 16 条の 2 事務局に事務局長（以下「局長」という。）、主幹、主査、主任主事及び主事を置く。 2 局長には書記長を、主幹、主査、主任主事及び主事には書記をもって充てる。 3 [略] (職務) 第 18 条 [略] 2 <u>主幹</u>は、上司の命を受け、所掌事務を処理し、その事務に関係する職員を指揮監督する。 (職務代理) 第 18 条の 2 局長が不在のときは、<u>主幹</u>がその職務を代理する。 2 <u>主幹</u>が不在のときは、<u>主務の主査</u>がその職務を代理する。 (局長の専決事項) 第 23 条 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>主幹</u>の服務及び出張に関すること。	(職名等) 第 16 条の 2 事務局に事務局長（以下「局長」という。）、<u>副参事</u>、主幹、主査、主任主事及び主事を置く。 2 局長には書記長を、<u>副参事</u>、主幹、主査、主任主事及び主事には書記をもって充てる。 3 [略] (職務) 第 18 条 [略] 2 <u>副参事</u>は、上司の命を受け、所掌事務を処理し、その事務に関係する職員を指揮監督する。 (職務代理) 第 18 条の 2 局長が不在のときは、<u>副参事</u>がその職務を代理する。 2 <u>副参事</u>が不在のときは、<u>主幹</u>がその職務を代理する。 (局長の専決事項) 第 23 条 [略] (1)～(2) [略] (3) <u>副参事</u>の服務及び出張に関すること。

(4)～(7) [略] (主幹の専決事項) 第 23 条の 2 次に掲げる事項は、<u>主幹</u>がこれを専決するものとする。ただし、重要であると認める事項は、局長の指揮を受けるものとする。 (1) [略] (2) <u>主査</u>等の服務、時間外勤務命令及び出張に関すること。 (3) [略]	と。 (4)～(7) [略] (副参事の専決事項) 第 23 条の 2 次に掲げる事項は、<u>副参事</u>がこれを専決するものとする。ただし、重要であると認める事項は、局長の指揮を受けるものとする。 (1) [略] (2) <u>主幹</u>等の服務、時間外勤務命令及び出張に関すること。 (3) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

那覇市選挙管理委員会告示第 2 号

平成 1 9 年 4 月 2 日
掲 示 済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 4 条の 2 第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数並びに地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 4 条の 2 第 1 5 項に規定する選挙権を有する者

の総数の 6 分の 1 の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

- 1 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数 4 , 8 7 1 人
- 2 選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数 8 1 , 1 7 3 人
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数 4 0 , 5 8 7 人

那覇市選挙管理委員会告示第 3 号
平 成 1 9 年 4 月 2 日
掲 示 済

特定国外派遣隊員の不在者投票用紙等の交付及び郵送開始日について

平成 1 9 年 4 月 2 2 日執行の参議院沖縄県選出議員補欠選挙において、公職選挙法施行令 (昭和 2 5 年政令第 8 9 号) 第 5 9 条の 5 の 4 第 7 項の規定により、告示日前に投票用紙及び投票用封筒を交付し、又は郵便をもって発送する場合、その交付及び発送を開始する日は、平成 1 9 年 4 月 3 日とする。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

那覇市選挙管理委員会告示第 4 号
平 成 1 9 年 4 月 2 日
掲 示 済

那覇市農業委員会委員の解任請求に要する選挙権を有する者の数について

農業委員会等に関する法律 (昭和 2 6 年法律第 8 8 号) 第 1 4 条第 1 項の規定に基づく農業委員会委員の解任請求に要する数は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 瀬 良 垣 武 安

農業委員会委員の選挙権を有する者の 2 分の 1 以上の数 2 5 8 人

公平委員会規則

那覇市公平委員会規則第 1 号

平成 19 年 3 月 28 日

公 布 済

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安 次 富 哲 雄

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和47年那覇市公平委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。 4 表の改正規定において、改正部分及び改正部分に係る罫線に対応する改正後部分及び改正後部分に係る罫線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係る罫線を削る。 5 2の条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。	

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表(第2条関係)

機関		職
議会事務局		(1)～(2) [略] (3) 課長 <u>主幹</u>
市長部局		(1) 部長 <u>参事</u> (2) 副部長 公室長 管理センター長 <u>副参事</u> 局長 (3) 課長 所長 支所長 室長 館長 <u>主幹</u> <u>技幹</u> (4) [略]
<u>収入役の補助組織</u>		(1) [略] (2) <u>主幹</u>
教育委員会	事務局	(1) [略] (2) 部長 <u>参事</u> (3) 副部長 <u>副参事</u> (4) 課長 室長 <u>主幹</u> <u>技幹</u> (5) [略]
	[略]	
	壺屋焼物博物館	[略]
	<u>青少年センター</u>	<u>所長</u>
	小学校	[略]
	[略]	
	選挙管理委員会事務局	(1) [略] (2) <u>主幹</u>
監査委員事務局		(1) [略] (2) <u>主幹</u> <u>技幹</u>

備考

1～2 [略]

3 表中「収入役の補助組織」とは、那覇市収入役の補助組織に関する規則(1966年那覇市規則第15号)第1条に規定する組織をいう。

4～11 [略]

12 表中「青少年センター」とは、那覇市青少年センター設置条例(昭和52年那覇市条例第20号)第2条に規定する青少年センターをいう。

13～14 [略]

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

機関		職
議会事務局		(1)～(2) [略] (3) 課長 <u>副参事</u>
市長部局		(1) 部長 <u>参事監</u> (2) 副部長 公室長 管理センター長 <u>参事</u> 局長 (3) 課長 所長 支所長 室長 館長 <u>担当副参事</u> <u>副参事</u> (4) 人事課人事担当主幹 人事課給与担当主幹 経営企画室組織定員担当主幹 (5) [略]
<u>会計管理者</u>		<u>会計管理者</u>
<u>出納室</u>		(1) [略] (2) <u>副参事</u>
教育委員会	事務局	(1) [略] (2) 部長 <u>参事監</u> (3) 副部長 <u>参事</u> (4) 課長 室長 <u>担当副参事</u> <u>副参事</u> (5) <u>総務課組織定員担当主幹</u> <u>総務課人事担当主幹</u> (6) [略]
	[略]	
	壺屋焼物博物館	[略]
	小学校	[略]
	[略]	
選挙管理委員会事務局		(1) [略] (2) <u>副参事</u>
監査委員事務局		(1) [略] (2) <u>副参事</u>

備考

1～2 [略]

3～10 [略]11～12 [略]

那覇市公平委員会規則第 2 号

平成 19 年 3 月 28 日

公 布 済

那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市公平委員会委員長 安 次 富 哲 雄

那覇市情報公開条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市情報公開条例施行規則(昭和63年公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務の委任) 第3条 那覇市公平委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課<u>主幹</u>に委任する。 (1)～(2) [略]	(事務の委任) 第3条 那覇市公平委員会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の7の規定に基づき、次に掲げる事務を市長事務部局の総務部総務課<u>法規担当の担当副参事</u>に委任する。 (1)～(2) [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

公平委員会訓令

那覇市公平委員会訓令第 1 号

平 成 1 9 年 3 月 2 8 日

施 行 済

那覇市公平委員会処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市公平委員会委員長 安 次 富 哲 雄

那覇市公平委員会処務規程の一部を改正する訓令

那覇市公平委員会処務規程(昭和49年公平委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(事務職員) 第2条 [略] 2 [略] 3 事務長に総務部総務課法規担当の <u>主</u> <u>幹</u> をもって充てる。 4 [略]	(事務職員) 第2条 [略] 2 [略] 3 事務長に総務部総務課法規担当の <u>担</u> <u>当副参事</u> をもって充てる。 4 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

福祉事務所長訓令

那覇市福祉事務所長訓令第 4 号

平 成 1 9 年 3 月 2 9 日

施 行 済

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市福祉事務所長 与 儀 弘 子

那覇市福祉事務所事務専決規程の一部を改正する訓令

那覇市福祉事務所事務専決規程（昭和54年那覇市福祉事務所長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(専決事項) 第3条 所長の権限に属する事務のうち、<u>こどもみらい局長</u>、副部長、課長、主幹又は主査が専決することができる事務は、別表に定めるとおりとする。 (代決) 第6条 所長が決裁する事項について所長が不在のときは<u>副部長</u>が、<u>副部長</u>も不在のときは主務の課長が代決する。 2 <u>こどもみらい局長</u>が専決する事項について<u>こどもみらい局長</u>が不在のときは、<u>主務の課長</u>が代決する。 3 [略] 4 課長が専決する事項について課長が不在のときは、主務の<u>係長</u>が代決する。 5 前項の規定にかかわらず、保護課においては、課長が専決する事項について課長が不在のときは課長があらかじめ指名する<u>主幹</u>が代決するものとし、<u>主幹</u>が専決する事項について<u>主幹</u>が不在のときは、<u>主幹</u>があらかじめ指名する<u>主査</u>が代決する。 [別表 別記]	(専決事項) 第3条 所長の権限に属する事務のうち、<u>こどもみらい部長</u>、副部長、課長、<u>担当副参事</u>、主幹又は主査が専決することができる事務は、別表に定めるとおりとする。 (代決) 第6条 所長が決裁する事項について所長が不在のときは<u>健康福祉部副部長</u>が、<u>健康福祉部副部長</u>も不在のときは主務の課長が代決する。 2 <u>こどもみらい部長</u>が専決する事項について<u>こどもみらい部長</u>が不在のときは<u>こどもみらい部副部長</u>が、<u>こどもみらい部副部長</u>が不在のときは主務の課長が代決する。 3 [略] 4 課長が専決する事項について課長が不在のときは、主務の<u>主幹又は主査</u>が代決する。 5 前項の規定にかかわらず、保護課においては、課長が専決する事項について課長が不在のときは課長があらかじめ指名する<u>担当副参事</u>が代決するものとし、<u>担当副参事</u>が専決する事項について<u>担当副参事</u>が不在のときは、<u>担当副参事</u>があらかじめ指名する<u>主幹又は主査</u>が代決する。 [別表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

- 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にあるすべての条名等を順次示したものとする。

付 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表 (第3条関係)

号	
	こどもみらい局長の専決事項
(1)	こどもみらい課及び子育て応援課の所掌する事務（こどもみらい課長及び子育て応援課長の専決事項とされている事務を除く。）に関する事。
	副部長の専決事項
(1) ～ (10)	[略]
	こどもみらい課長の専決事項
(1)	[略]
	子育て応援課長の専決事項
(1)	[略]
	障害福祉課長の専決事項
(1) ～ (14)	[略]
	チャームがんじゅう課長の専決事項
(1) ～ (2)	[略]
	保護課長(兼副参事)の専決事項
(1) ～ (8)	[略]
	保護課主幹の専決事項
(1) ～ (17)	[略]
	保護課主査(査察指導員に限る。)の専決事項
(1)	保護課主幹の専決事項のうち、その決定に関し、疑義又は裁量の余地のないもの。
(2) ～ (3)	[略]

[改正後 別記]

別表 (第3条関係)

号	
	こどもみらい <u>部長</u> の専決事項
(1)	<u>こどもみらい部</u> の所掌する事務（こどもみらい課長及び子育て応援課長の専決事項とされている事務を除く。）に関する事。
	<u>健康福祉部副部長</u> の専決事項
(1) ～ (10)	[略]
	こどもみらい課長の専決事項
(1)	[略]
	子育て応援課長の専決事項
(1)	[略]
	障害福祉課長の専決事項
(1) ～ (14)	[略]
	ちゃーがんじゅう課長の専決事項
(1) ～ (2)	[略]
	保護課長(兼 <u>参事</u>)の専決事項
(1) ～ (8)	[略]
	保護課担当副 <u>参事</u> の専決事項
(1) ～ (17)	[略]
	保護課主幹及び主査(査察指導員に限る。)の専決事項
(1)	保護課担当副 <u>参事</u> の専決事項のうち、その決定に関し、疑義又は裁量の余地のないもの。
(2) ～ (3)	[略]

正 誤

○那覇市公報号外第 679 号の正誤

2007(平成19)年3月30日付け那覇市公報号外第679号の那覇市規則第15号について、次のとおり訂正する。

1068ページ

[訂正前]

改正前	改正後
[略] (歳入の徴収又は収納事務の委託) 第34条 令第158条第1項に規定する市の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、<u>収入役</u>と協議の上、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる。 2 [略] 3 収入事務受託者は、歳入を収納したときは、<u>収入役</u>から交付された現金領収帳にあらかじめ<u>収入役</u>に届け出た領収印を押し、現金領収証書を納入者に交付しなければならない。ただし、特に<u>収入役</u>が許可したものについては、これによらないことができる。 4～5 [略] 6 収入事務受託者は、毎月分の収納実績について翌月10日までに受託収納実績書を<u>収入役</u>に提出しなければならない。 7 [略] [略]	[略] (歳入の徴収又は収納事務の委託) 第34条 令第158条第1項に規定する市の歳入については、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、<u>会計管理者</u>と協議の上、私人に徴収又は収納の事務を委託することができる。 2 [略] 3 収入事務受託者は、歳入を収納したときは、<u>会計管理者</u>から交付された現金領収帳にあらかじめ<u>会計管理者</u>に届け出た領収印を押し、現金領収証書を納入者に交付しなければならない。ただし、特に<u>会計管理者</u>が許可したものについては、これによらないことができる。 4～5 [略] 6 収入事務受託者は、毎月分の収納実績について翌月10日までに受託収納実績書を<u>会計管理者</u>に提出しなければならない。 7 [略] [略]

[訂正後]

改正前	改正後
[略] (歳入の徴収又は収納事務の委託) 第34条 令第158条第1項に規定する市の歳入及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第44条の2第1項の保育料については、<u>収入役</u>と協議の上、私人に徴収	[略] (歳入の徴収又は収納事務の委託) 第34条 令第158条第1項に規定する市の歳入及び児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)第44条の2第1項の保育料については、<u>会計管理者</u>と協議の上、私人に

又は収納の事務を委託することができる。	徴収又は収納の事務を委託することができる。
2 [略]	2 [略]
3 収入事務受託者は、歳入を収納したときは、 <u>収入役</u> から交付された現金領収帳にあらかじめ <u>収入役</u> に届け出た領収印を押し、現金領収証書を納入者に交付しなければならない。	3 収入事務受託者は、歳入を収納したときは、 <u>会計管理者</u> から交付された現金領収帳にあらかじめ <u>会計管理者</u> に届け出た領収印を押し、現金領収証書を納入者に交付しなければならない。
4～5 [略]	4～5 [略]
6 収入事務受託者は、毎月分の収納実績について翌月10日までに受託収納実績書を <u>収入役</u> に提出しなければならない。	6 収入事務受託者は、毎月分の収納実績について翌月10日までに受託収納実績書を <u>会計管理者</u> に提出しなければならない。
7～8 [略] [略]	7～8 [略] [略]

○那覇市公報号外第 679 号の正誤

2007(平成19)年3月30日付け那覇市公報号外第679号の那覇市規則第24号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂 正 箇 所	訂 正 内 容	
		訂 正 前	訂 正 後
1144	下から1行目	公布の日	平成19年4月1日